

令和 8 年第 1 回岩泉町議会定例会
条例補正予算等審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (3月9日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
総務課長の発言	6
議案第 36 号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて	6
議案第 37 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて	12
議案第 38 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて	15
議案第 1 号 岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例について	18
議案第 2 号 岩泉町震災復興基金条例を廃止する条例について	19
議案第 3 号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について	20
議案第 4 号 岩泉町犯罪被害者等支援条例について	27
議案第 5 号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	28
議案第 6 号 岩泉町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例について	38
議案第 7 号 岩泉町少年補導センター設置条例を廃止する条例について	40
議案第 8 号 岩泉町公園条例及び町民広場条例の一部を改正する条例について	41
議案第 9 号 岩泉球場条例について	43

議案第 27 号	岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求め ることにについて……………	47
議案第 28 号	岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大 川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めるこ とについて……………	53
議案第 29 号	道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設 の指定管理者の指定に関し議決を求めることにについて……………	56
議案第 30 号	小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるこ とについて……………	58
議案第 31 号	岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決を求め ることにについて……………	65
議案第 32 号	岩泉町 B & G 海洋センター、岩泉球場、岩泉レクリエーション公園 及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求め ることにについて……………	66
議案第 33 号	岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を 求めることにについて……………	68
議案第 11 号	令和 7 年度岩泉町一般会計補正予算（第 8 号）……………	70
散会の宣告……………		76

第 2 号 （3 月 10 日）

出席委員……………	77
欠席委員……………	77
委員会に出席した事務職員……………	78
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名……………	78
委員会日程……………	79
開議の宣告……………	81
政策推進課長の発言……………	81
議案第 11 号 令和 7 年度岩泉町一般会計補正予算（第 8 号）……………	81

議案第 1 2 号	令和 7 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	1 1 0
議案第 1 3 号	令和 7 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 3 号）	1 1 3
議案第 1 4 号	令和 7 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）	1 1 8
議案第 1 5 号	令和 7 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 2 号）	1 1 9
閉 会 の 宣 告		1 2 2
署 名		1 2 3

令和 8 年第 1 回岩泉町議会定例会条例補正予算等審査特別委員会記録（第 1 号）						
招 集 年 月 日	令 和 8 年 2 月 1 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 8 年 3 月 9 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 8 年 3 月 9 日 午 後 3 時 2 1 分				
出席及び欠席委員 出席 12 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	大 山 幸 真	○	8	畠 山 和 英	○
	2	襲 地 照 夫	○	9	林 崎 寛次郎	○
	3	菊 池 孝 広	○	10	合 砂 丈 司	○
	4	千 葉 泰 彦	○	11	三田地 泰 正	○
	5	佐 藤 安 美	○	12	三田地 久 志	○
	6	小 松 ひとみ	○			
	7	畠 山 昌 典	○			

正副委員長氏名	委 員 長	千 葉 泰 彦	副 委 員 長	三田地 泰 正
委員会に出席した事務職員	事 務 局 長	中川原 克 彦	局 長 補 佐	石 黒 保 幸
	主 任	川 崎 久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	佐々木 真	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	裴 岩 千 裕	総務課長兼 危機管理課長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 章	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 訓 一
	町 民 課 総 括 室 長	戸 来 阿紀子	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課 長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	佐々木 規 雄	教 育 次 長	小野寺 一 徳
	そ の 他 の 関 係 職 員			
委 員 会 日 程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 8 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 条 例 補 正 予 算 等 審 査 特 別 委 員 会

委 員 会 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 3 月 9 日 (月曜日) 午前 10 時 00 分開会

1. 開 会

2. 委員長の互選

3. 委員長の挨拶

4. 副委員長の互選

5. 付議事件

(1) 議案第36号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めること
について

(2) 議案第37号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて

(3) 議案第38号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて

(4) 議案第 1 号 岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例について

(5) 議案第 2 号 岩泉町震災復興基金条例を廃止する条例について

(6) 議案第 3 号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について

(7) 議案第 4 号 岩泉町犯罪被害者等支援条例について

(8) 議案第 5 号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(9) 議案第 6 号 岩泉町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例について

(10) 議案第 7 号 岩泉町少年補導センター設置条例を廃止する条例について

(11) 議案第 8 号 岩泉町公園条例及び町民広場条例の一部を改正する条例について

(12) 議案第 9 号 岩泉球場条例について

(13) 議案第27号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決

を求めることについて

- (14) 議案第28号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- (15) 議案第29号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- (16) 議案第30号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- (17) 議案第31号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- (18) 議案第32号 岩泉町B＆G海洋センター、岩泉球場、岩泉レクリエーション公園及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- (19) 議案第33号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- (20) 議案第11号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）

6. 散 会

◎開会の宣告

○年長委員（三田地泰正君） ただいまから条例補正予算等審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎委員長の互選

○年長委員（三田地泰正君） これより委員長の互選を行います。

お諮りをします。委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定しました。

本委員会の委員長には、4番、千葉泰彦委員を指名します。

委員長を交代します。

ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（千葉泰彦君） ただいまご指名をいただきました千葉泰彦でございます。本委員会は条例9件、補正予算5件、指定管理など10件、合わせて24件についての審査となります。慎重審議のほど、また審査の進行について特段のご協力をお願いします。

◎副委員長の互選

○委員長（千葉泰彦君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、11番、三田地泰正委員を指名します。

審査に先立ちまして申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いします。

◎総務課長の発言

○委員長（千葉泰彦君） ここで審査に入る前に総務課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） おはようございます。審査前でございますが、総務課から1件ご報告をさせていただきます。

このたび故菊地弘巳元議長及び故早野貫一元議員のご功績に対しまして、国から叙勲叙位の引渡しがありましたので、謹んでご報告申し上げます。

まず、菊地元議長におかれましては、令和7年9月30日付をもちまして、旭日双光章に叙せられますとともに従六位に叙せられました。

また、早野貫一元議員におかれましては、令和7年9月9日付をもちまして、旭日単光章に叙せられました。

このたびの叙勲叙位は、まさに長年にわたる地方自治への献身的なご貢献が認められたものでありまして、本町にとりましても誠に名誉なことであり、慶賀にたえないところでございます。つきましては、近日中に町長からご遺族に対しまして勲章、勲記及び位記を伝達いたしたく存じます。議員各位におかれましては、何とぞご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

◎議案第36号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を
求めることについて

○委員長（千葉泰彦君） これより審査に入ります。

議案第36号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて
を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木章政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） それでは、議案第36号の説明の前に、先週の議会全員
協議会で要請のありました資料について配付をさせていただきたいと考えております。

委員長、許可をお願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） 資料配付をお願いします。

〔資料配付〕

○政策推進課長（佐々木 章君） それでは、改めまして議案第36号 岩泉町過疎地域持
続的発展計画の策定に関し議決を求めることについてご説明申し上げます。

提案理由にございますように、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画年次と
するこの計画を策定するものでありまして、まちづくりにおいて欠かせないこの計画を
策定し、切れ目ない事業展開をしようとするものであります。

先週の議会全員協議会で各資料を添えてご協議させていただきましたので、ここでは
詳細の説明は省略させていただきます。簡単な説明になりますが、ご審査のほどよろし
くお願い申し上げます。

○委員長（千葉泰彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から課長等以外が答弁する場合には、
総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言する
よう、またマイクを持って発言するようご協力をお願いします。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡潔明瞭にお願
いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いしま
す。

再質問をする際に、委員長の発言にかぶせて発言をしてしまったりですとか、議席番
号を割愛して、いきなり質問に入ったりするというのが過去の特別委員会では見受けら
れますので、ただいま申し上げましたことにご配慮いただいて質問をお願いいたします。

これから議案第36号について質疑を行います。質疑はありますか。

3 番、菊池孝広委員。

○委員（菊池孝広君） それでは、この発展計画についてでございますけれども、基本的なところかもしれませんが、令和8年度から令和12年度までの計画年次ということでございますけれども、これが町長が新しくなられました、そういう場合の計画といいますか、変更あるいは修正というか、そういったものが各年次に、あるいは中期といいますか、短期に変更することが考えられるかどうかお伺いします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木章政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） ただいまのご質問につきましては、町長が新しくなったので、この計画の見直しが必要になるかどうかというご質問かと思うのですが、基本的にはまちづくりにおいて、町長が替わったからといって、そう大きく計画が変わるものとは思っておりませんし、この過疎計画においてまちづくりを進めていく中で必要な全ての項目は網羅されているというふうに考えております。

しかし、新町長になりまして、新しい事業を盛り込んでいきたいということになりましたらば、計画変更のまた議決をいただくことになろうかと思いますが、現段階ではこの過疎計画において、これから新町長が進めていくまちづくりを進める段階で大きな差はないものというふうに考えております。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木真町長。

○町長（佐々木 真君） この過疎計画につきましては、年次が決まっていまして、実は総合計画が令和8年度で終了しますので、そこで令和8年度につくりかえて、新しい計画つくりますが、それと合わせられないかということで県にもいろいろ確認した経緯がございます。総合計画ができてから、過疎をのせられないかと。ただ、それが無理なために、この過疎計画自体は今回過疎債をつけるに当たっても必要ですので、これは今年もうつくったと。これは、今度つくる総合計画が私の考えを盛り込んだ格好にもなるかと思っておりますので、その中でもしこちらに必要なものがあれば、それは変更の際にまたお願いをするというような形かと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） 12番。

○委員（三田地泰正君） これは、相当前から5年刻みでこの地域計画、過疎計画がなされてきたように感じるのですが、私はこれは国の名称なのか分からないけれども、過疎

地域の持続的な発展というのに非常にこだわるような感じを受けるのです。この5年ごとの過疎地域計画をつくったのはいいが、振り返ってみればさっぱり発展はしない。いわゆる岩泉町は人口も減ったり、過疎なり高齢化、あらゆる制度を使って事業を展開しているわけだが、どうも町全体としても活力が、年々発展するならそれはいいが、何か現状からさっぱり発展という言葉が頭にないような感じがするので、これは制度でどうしても過疎地域持続的な発展というのをつけなければならないのか、私は議員やっていてさっぱり発展はないかと、これ持続的な計画ではまだ分かるような気がするのですが、言葉とタイトルとなかなか全体としての町の発展があまり望めないような、期待できないような、今までもそうだし、これから何となくこういう施策やらなければならないのは分かるのですが、なかなか展望が見えない。そういう中で、やはり進める、過疎を使って行政を進めなければならないのは分かるのですが、この「発展」というのはぜひ必要な文言なのか、これについてお伺いします。

○政策推進課長（佐々木 章君） 武田政策推進室長。

○委員長（千葉泰彦君） 武田勝磨政策推進室長。

○政策推進室長（武田勝磨君） こちら表題なのですが、過疎地域の持続的な発展の支援に関する特別措置法の規定によりこのような名称と決まっておりますので、申し訳ありませんが、この名称でお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） この前お聞きしましたけれども、何点かちょっと確認をさせてください。

基本的な事項の22ページかな、持続的な発展のための基本目標があるのですが、ここは大事なところですよ、人口に関する目標があるのです。ご説明ですと、この前の全協での説明ですと、総合計画で上げているやつをそのままここに、12年度の出生率2.03をそのまま上げていましたというお答えでありました。説明でありました。ほかにも多分総人口等々もそうだと思いますけれども、まずこれの総人口、社会増減についてのこの使ったデータの根拠と、あと出生率も私ちょっと確認しましたら、令和12年ではなくて、総合計画のこれは令和8年の目標の2.03なのですよね。それただ入れるというのはどうな

のですか。ちょっとすみません、重箱をつつくようなことになって、細かいことで申し訳ないですが、確認というか、大事なところですよ。お答えください。

○政策推進課長（佐々木 章君） 武田政策推進室長。

○委員長（千葉泰彦君） 武田勝磨政策推進室長。

○政策推進室長（武田勝磨君） まず、2つご質問があったと思うのですが、合計特殊出生率の2.03につきましては、委員おっしゃいますとおり、現行の岩泉町未来づくりプランの令和8年度の目標値としております。今回の過疎計画におきましても、基準となる数字が特に岩泉町の総合計画にございませんでしたので、同じ数字を引用させていただいております。そして、目標となる総人口につきましては、将来推計の値を、こちら参照しております。現在の人口を見ますと、こちらもなかなか厳しい数字にはなると思うのですが、未来づくりプランの値から引用してきたといったことになります。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 今のはもうつくった計画ですので、私はこれはやっぱり好ましくないと。指摘しておきます。

次の、今日過疎地域の自立発展計画、3年度から6年度の財源内訳を出していただきました。ありがとうございます。これは、問題は、この前私が言ったのまずかったかな、要は今からの計画に実績があって、次の計画はどうしますかですね、その成果に基づいてつくりますと、手順は。その8年度から12年度までのこの財源内訳があればよかったなと思ってのことでした。今見たら、これは実施状況だけね。ということは、将来このぐらいの地方債を使って実質公債費比率は、だったらこれぐらいの範囲だから大丈夫、やれますとかということで計画はつくると思うのです、財政のほうは分からないのですか。今年の8年度の見ればあれですね、何ぼだ、減って、減って、今のところは7億円ぐらいのあれですかね、地方債の予定ではあるのですが、10億円超しているのですけれども、計画つくるときに財源内訳で財政とも相互に協議しているかと思うのですが、もしお分かりでしたらお答えください。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木章政策推進課長。答弁。

○政策推進課長（佐々木 章君） まず、前段にお話しいただいたこの計画数値についま

しては、私どもも本来ではないなと思いながら、今武田がお話したとおり、今出せる数字はこれしかないということで、県とも協議を重ねた結果ですので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

続きまして、すみません、資料提供、新年度という頭がなかったために実績の財源内訳を提供させていただきました。ご質問の計画部分の内訳につきましては、これからローリングだったり予算提案があつて、そこで組み立てていくものですので、これから5年間の財源計画というものはちょっと立てられ、お示しできるものはないということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 全体であれですね、200億円のあれですね、事業計画やっているわけですから、その財源内訳つけれないということ、そういうご答弁でいいのですか。それ以上は言いません。それでは駄目だと思います。やっぱりこのぐらいの財源使って、これだったらやれますということは、そしてこの変更でその都度やるというのは、現計画を、これを提案して、それに対しての財源、財政計画はどうかというのはやっぱり持っているべきではないのでしょうか。

それから、あと事業計画がそれぞれ出ていますが、各項目ごとに出ています。今回の過疎対策としてこれから5か年をやる事業実施するこの目玉の事業、過疎を脱却するか、人口減少を減らすとか、そういうのも含めて新たな新規事業はどういうのを考えているかというのがもしおありであれば、私見ましたが、ちらっとだけ、全部は点検できなかった。大体見ました。今年度の予算にのっている射撃場ののっていますですね。あとほかのはよく分からなかった、のっていないなと思ったのですが、もし事業が計画している、やっていきたいというのがあればお答えください。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木章政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） 新規事業につきましては、先週もお話したとおり、具体的なところは今答弁できませんが、佐々木町長になって定住対策に力を入れてまいるといふところでありますので、その分野の新規事業がこれから盛り込まれていくということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 今新町長になりまして、この過疎計画がご提案をされております。
でありますので、選挙終わったばかりですから、これは確かに組めないものもあるかもしれ
ませんが、出した以上は目玉となる事業とかそういうのも含めて、こうあれば
いいかなというようなことがやっぱりあるべきだなと思います、新規事業含めてですね。
残念とは言いませんが、やっぱりあって、そしてこう進めていくというのがあるべきだ
と思いますけれども、今は新規事業のようなのは目玉、新規事業はないということですが、
であればそれ以上はあれか、聞けませんけれども、やっぱりそうあるべきだなと思
って感じました。

以上でございます。

○委員長（千葉泰彦君） そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第36号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第37号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて

○委員長（千葉泰彦君） 議案第37号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを
議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木章政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） 議案第37号 財産の貸付けに関し議決を求めること
についてご説明申し上げます。

貸付けの相手方、有限会社岩泉ゴム工業になりますが、提案理由にございますように、こちらに旧岩泉町立小本小学校校舎及び同用地を無償で貸し付けようとするものでございます。

無償とする理由についてですが、目的のところにもございますが、平成28年の台風の被災事業者でありまして、現在も借入れ返済などを続けている事業者であります。

そういったことから、賃借料、使用貸借料については多額であるということで、今回3年間にわたり貸付けを行い、そして無償で貸付けを行いたいというふうに考えております。

次のページ、2ページには貸付けする財産を記載しております。

ご審査方よろしくお願い申し上げます。

○委員長（千葉泰彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第37号について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） お尋ねしますが、今の説明を聞いているときちんと財務諸表を確認しているというふうに聞こえたのですが、それはしているかどうかという確認です。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木章政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） お見込みのとおりでございます。この会社の財務諸表を確認しております。令和6年度決算においては、マイナス600万円以上の損失を出しております。ですが、今年度は本社といいますか、親会社のほうからの単価を上げてもらったりというところで経営改善はなされているというところなんです。600万円ほどの損失につきましては、人件費高騰というのが大きな要因だったというふうに伺っており、まず返済ももう数年で完了するというところで、それから親会社からの請負単価も上がったということで、まずいい方向には進んでいるということで、会社としては業績は上向きであるという状況でございます。

○委員長（千葉泰彦君） 12番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） そうすると、だんだんに黒字化になっていくだろうと思われる。そのときに、いつまでも無償なのか、あるいはもうあげてしまって、むしろ固定資産税下さいというような形になるのかというところは、見通しとしては何らかを考えて

いるかどうかお尋ねします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木章政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） 財産処分につきましては、旧小本小学校は昭和43年に建築されたもので、そうしますと57年経過ということで、補助年限には達するのですが、平成18年度に大規模改修を行っておりましたので、その補助年限がまだまだ先になります。これをこの会社に売却ということになれば、ちょっと金額は、具体的な金額はお示しできませんけれども、かなりの金額になるということで、そちらについては可能性は低いということで、担当課としましては無償貸付けを3年間行って、様子を見てということを考えております。

○委員長（千葉泰彦君） 12番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） いや、私が言ったのは売却ではなくて、もうあげてしまうと、無償で施設をあげてしまうというようなことは考えられないものではないでしょうか。逆に固定資産税を頂戴するというようなことも考えたらいかがかということでございまして、将来的な話ですよ、3年経過してみて、事業経営がうまくいくようになったときに、いつまでも役場としてその施設を管理しなければならないということではなくて、だんだんにいろんな形で身軽になっていかないと、維持費が大変になってくるのではないかという思いからの質問でございます。

○政策推進課長（佐々木 章君） 武田室長から答弁させます。

○委員長（千葉泰彦君） 武田勝磨政策推進室長。

○政策推進室長（武田勝磨君） 先ほど課長から申し上げましたとおり、財産処分年限がまだこれから先まで残っているといたところになります。無償譲渡になりますと、町で基金積立てをしなければいけないということになります。例えば残存価格が1億円あったとしたら1億円の基金を積み立てて、次に学校施設等を建築する際の基金として積み立てることとなりますので、現状のまま使用貸借をしていくのが適当だと今のところ判断しております。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） ちなみに、この財産を貸し付けている岩泉ゴム工業、現在の社

員数は何名なのかお伺いします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木章政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） 有限会社岩泉ゴム工業の従業員数は全部で24名、内訳としまして正社員16名、パート8名になります。

○委員長（千葉泰彦君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 今雇用の場の確保とすれば非常にありがたい工場だと思うのですが、企業誘致もどこでもやっているのですが、なかなか誘致が進んでいないという状況の中で、このゴム工業については貸付け当初から現在、いわゆる従業員といたしますか、その関係は当初より増えているのか減っているのか、この点についてもお伺いします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木章政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） お待たせしました。先ほど24人とお話ししましたが、5年前の令和2年度は21人でしたので、従業員は3人増加しておりますし、社長とも意見交換したところ、離職する人も少なく、安定して雇用確保につながっているというところを伺っております。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第37号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第38号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて

○委員長（千葉泰彦君） 議案第38号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） それでは、議案第38号の岩泉総合観光に係る財産の貸付けに関する議案についてご説明いたします。

提案理由でございますけれども、資料でございますとおり、岩泉総合観光に龍泉洞温泉ホテル及び同用地を無償で貸し付けようとするものでございます。

無償貸付けします財産の内容につきましては、資料の2ページに記載しておりますとおりとなっております。

なお、参考といたしまして、有償で貸付けする場合の令和8年度分の貸付料の算出額でございますが、年額で760万円となっております。

経営状況につきましては、昨年12月開催の全員協議会におきまして、資料として提出して説明してございます。会社といたしましては、今期5月から新たな社長が就任し、内部統制、業績改善の事業計画に着手し、これまで「じゃらん」等のオンライン旅行代理店、いわゆるOTAでの予約実施、新プランによるホテルの拡販、コンセプト転換や話題提供による集客強化、そしてコストの改善に注力し、営業利益の単年度黒字化を目指して取り組んでいるところでございます。今期12月末の営業利益の状況につきましては、マイナス630万円で、今期の単年度黒字化は厳しい状況となっております。

町といたしましては、経営状況を見ながら引き続き免除の可否を判断してまいりたいと考えてございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第38号について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、菊池孝広委員。

○委員（菊池孝広君） この財産貸付けについてお伺いしたいと思いますが、単年度で無償貸付けということでございますが、先ほど経営状況もお聞きしました。経営改善もしているのだということでございますが、その無償とする一つの目安といいますか、もの

があればお聞きしたいと思います。といいますのは、昨年度は熊の風評被害までであるというような非常に厳しい状況であったと思います。これが経営が改善されて、そして一つの目安があつて、この段階であれば賃貸借としてお支払いをいただくというようなことになるかもしれませんが、目安をお考えかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） ご質問の内容が現在の経営状況の分析と、今後こういう経営状況になった場合、その判断のポイントみたいな点かなというふうにお伺いいたしました。

まず、経営の状況につきましては、今期につきましては熊の状況もありましたけれども、やはり観光客自体の動きが前年比から見ますと2割、3割と全体的に落ちている状況で厳しい状況にあります。そうも言っている状況ではないということでございますけれども、今後の展開としての目安でございまして、まず職員の意識の改善、担当部署制を設けまして、担当責任を置いて責任あるプラン、行動を取っていかうという、そういった職員の資質の向上に関して今取り組んでいるところでございます。そういった中で、いろいろと取組の内容が出てきている状況でございますので、この職員の資源をいかに有効に活用して事業を展開していくかというのが今後の経営の部分かなというふうに感じているところでございます。

無償貸付け、単年度黒字というところを町としては見ておりますけれども、こういった施設の老朽化等もある中で、職員の皆さんが頑張っている状況もありますので、そういったところを単年度黒字、施設使用料を700万円程度入れた中での黒字化というところもちゃんと見据えながら、双方連携しながら今後の事業展開を図りながら考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） これで質疑を終わります。

これから議案第38号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第1号 岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例について

○委員長（千葉泰彦君） 議案第1号 岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） それでは、議案第1号 岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

今回の改正は、決算審査に係る意見書の作成を一本化するために所要の整備を図るものでございます。

それでは、議案の3ページの参考資料、新旧対照表を御覧願います。現行の8条、決算等の審査では、法第233条第2項、これは一般会計、特別会計に関わる部分です。及び241条第5項、これは基金に関わる部分になります。並びに地方公営企業法第30条第2項、これは公営企業会計に関わる部分になります。これらの規定により、決算及び書類が審査に付されたときは30日以内に意見をつけて町長に送付しなければならないと規定されております。

公営企業会計は3月末、一般会計及び特別会計は5月末と出納閉鎖時期が異なることから通常決算審査の書類等が2回に分けて提出されておりまして、決算審査意見書も公営企業会計と一般会計及び特別会計を別々に作成しているところが現状でございます。

今回の改正では、出納閉鎖期間が異なる会計について、決算審査をそれぞれ行う必要はあるものの、決算審査意見書の提出を法第96条第1項第3号に掲げる事件に係る議会、これは決算認定議会ですが、の開会前までに改め、さらに地方公共団体の財政の健全化

に関する法律第3条第1項、これは一般会計及び特別会計の健全化判断比率についてのものでございます。及び同法第22条第1項、これは公営企業会計の資金不足比率に係る分でございます。による審査に係る意見についても盛り込むことで決算審査意見書を一本化しまして、決算審査意見書作成に当たる監査委員さんの負担軽減や事務の効率化を図りたいというものでございます。

最後に、2ページにお戻り願います。附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしてございます。

以上、よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉泰彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第2号 岩泉町震災復興基金条例を廃止する条例について

○委員長（千葉泰彦君） 議案第2号 岩泉町震災復興基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） それでは、議案第2号 岩泉町震災復興基金条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

平成23年に制定されました本条例は、東日本大震災津波からの復旧・復興の事業に充てるため、特別交付税交付金、支援金、指定寄附金等を積み立てまして、被災者住宅、再建支援事業などの事業に活用してまいりました。

令和5年度には充当事業の実績が確定しまして、基金残高はゼロ円となっている状況でございます。

令和5年度以降は基金の活用がなく、令和7年度末をもって国の第2期復興・創生期間が終了することから、この条例を廃止しようとするものでございます。

2ページをお開き願います。別紙になります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で岩泉町震災復興基金条例を廃止する条例につきまして説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（千葉泰彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第3号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について

○委員長（千葉泰彦君） 議案第3号 岩泉町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上訓一税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（三上訓一君） 議案第3号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回提案します税条例の一部改正は、提案理由のとおり子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年度から全医療保険被保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとされたことに伴い、国民健康保険税の課税区分に本納付金を加える内容とするものでございます。

なお、町の国民健康保険特別会計は、近年療養諸費の抑制や国保税収納率の水準等から安定した経営を維持し、本年度末見込みの財政調整基金残高が6,629万7,000円となっており、今後も同様の運営が見込まれることから、今回提案します子ども・子育て支援納付金増加分は現状の基礎課税額分から差し引いても同会計の運営に支障はないものと判断し、また被保険者全員に広く反映させる方針から、全体での保険税率は変えない内容で提案するものでございます。

それでは、最初に最終26ページの参考資料3により説明いたしますので、御覧いただきたいと思います。本資料のとおり、国民健康保険税は令和7年度までは3区分4方式とし、算定しておりますが、令和8年度からは子ども・子育て支援納付金と子ども・子育て支援納付金18歳以上均等割額を新たに設けるものでございます。子ども・子育て支援納付金は、県から示された標準保険税率を採用し、所得割0.31%、均等割1,000円、平等割700円、子ども・子育て支援納付金18歳以上均等割額の均等割40円とするもので、この増加分を基礎課税額から差し引くものでございます。

なお、この子ども・子育て支援納付金18歳以上均等割額とは18歳以下の被保険者は本納付金が免除されることとなっており、この免除分はそれ以上の被保険者で均等に負担するということとなっておりますから、この区分も新たに設定するものでございます。

それでは、6ページ、参考資料1の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第127条第1項第1号及び第4号では、国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金課税額を設けること、7ページの第5項では、同納付金の課税額の算定方法を明記しているものです。

第128条では、基礎課税額所得割を100分の6.59に、第130条では均等割額を被保険者1人2万1,760円に、8ページの第130条の2第1項第1号では、平等割額として1世帯1万6,300円にそれぞれ改めるもので、第2号と第3号では特定世帯と特定継続世帯の均等割額をそれぞれ改正するものでございます。

第132条の2では、子ども・子育て支援納付金所得割として100分の0.31を、132条の3では、被保険者均等割額として被保険者1人1,000円を、9ページの第132条の4では、18歳以上被保険者均等割額として1人40円、第132条の5では、世帯別平等割額として700円等を設けるものでございます。

次に、第142条は、国民健康保険税の低所得者減額措置の項目であり、第1号は7割軽減の項目、ア、イでは、基礎課税額均等割額と平等割額をそれぞれ改正、カ、キでは、子ども・子育て支援納付金均等割額と平等割額を新たに設けるものでございます。

11ページを御覧願います。第2号は、同じく軽減措置の5割軽減、12ページの第3号は、同じく2割軽減の項目であり、第1号と同じくそれぞれの額に改正するものでございます。

13ページを御覧願います。第2項は、未就学児の軽減措置であり、第1号で基礎課税額均等割の5割軽減額を改正し、第3号で子ども・子育て支援納付金均等割の5割軽減額を設けるものでございます。

14ページを御覧願います。第3項は、出産被保険者がいる世帯の軽減措置となり、第7号で子ども・子育て支援納付金の所得割額、第8号で均等割額を出産被保険者の産前産後期間の月数分を対象とするものでございます。

15ページ以降の附則の改正は、条文新設等に伴う文言修正となり、また22ページから25ページまでの参考資料2は、本条例改正の条項ごとの説明資料となりますので、御覧いただきたいと思ひます。

5ページにお戻り願ひます。附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものとしており、経過措置として令和7年度分までの国民健康保険税は従前の例によるものとしております。

以上の説明となります。ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（千葉泰彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、林崎竟次郎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 子ども・子育て支援法については、何も言うことはないのですが、ただ健康保険制度、国民健康保険からお金を出すということなのですが、これはやっぱり本来の中身が違うのではないかなと思うのです。国民健康保険というのは、被保険者の病気にかかったときの病院代とか、病院にかからないようにするとか、その他の健康のために使われるのですが、それが趣旨の違う子ども・子育て支援のほうに回るといのは、本来の中身が違うと思うのですが、この点についてはどうなのでしょう。お願いします。

○委員長（千葉泰彦君） 三上訓一税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（三上訓一君） ただいま子ども・子育て支援法の関係、こちらは私の考えではなくて、まず制度としてのことですけれども、まずもって国民健康保険税も委員おっしゃったとおり、その対象者の医療に対する財源の一部として国保税をいただいて、あと国県等も併せて医療給付のほうに充てているということはそのとおりでございます。ただし、今回の子ども・子育て支援法の中では、全医療保険者からその支援金を徴収し、県を通じて国に納付すると。その使途につきましては、令和6年10月から始まっております児童手当の拡充分であったり、令和7年度から始まった妊婦さんへの給付支援とか、さらには令和8年度から始まりますけれども、育児休暇中の国民年金の保険料の減免の財源に充てるというふうなことで、それらの特定事業に充てるため、それぞれの医療保険加入者から納付金をいただくという全体の制度設計になっていますので、医療給付とは別にそういう制度の中で子ども・子育て支援を行っていくという組立てになっておりますので、医療給付は、それはそれとして当然行っていく。今回改めて出た事業については、この財源を基に事業運営していくという形になりますので、そこについてはご承知いただければなというふうに思います。

○委員長（千葉泰彦君） 9番、林崎竟次郎委員。

○委員（林崎竟次郎君） シャベっていることは分かります。

次の質問に入ります。子供の均等割は、そうすると岩泉町でもゼロになるということですか。その点はどうなのでしょう。一般質問でもやろうと思っていましたが、それ

はそれとしてですので、簡単をお願いします。

○委員長（千葉泰彦君） 三上訓一税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（三上訓一君） 均等割の子供に対する減免という部分につきましては、これまでも未就学児に対する減免は国の制度として5割減免という形で行っております。これは、今後も継続されますし、今後子ども・子育て支援納付金等の制度が出ましても、これは国の方針として18歳以下の子供たちからはこの本納付金からはもらわないということになっておりますので、ここは免除とかではなくて、制度としてもらわないような形になるということでございます。

○委員長（千葉泰彦君） 9番、林崎寛次郎委員。

○委員（林崎寛次郎君） ということは、子供18歳以下には納付金は課せられないということ、そして子供の均等割が完全にゼロになるということでは、今の時点では決まっていないということの確認ですが、どうでしょう。

○委員長（千葉泰彦君） 三上訓一税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（三上訓一君） 本日提案している資料の26ページの資料3の黄色がけの部分の新たな項目の子ども・子育て支援納付金と4段目の部分は、18歳以下はもう課税されません。ただし、基礎課税額につきましては、未就学児までは5割減免になりますが、18歳以下の方からは通常今までの制度のとおりいただくという形となります。

○委員長（千葉泰彦君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 条例、非常になかなか難しいので、端的にお伺いしますが、現行の納税額をこれで見れば下げる部分と、それから今度新設の課税額も示されているのですが、総体的に言って、今までと今度の条例の改正によって、納税者の負担はどのぐらい変わるのか、この点についてお伺いします。

○委員長（千葉泰彦君） 三上訓一税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（三上訓一君） 今回子ども・子育て分が増えますけれども、基礎課税額分を減らすということになっておりますので、基本的に所得等が前々年と変わらなければ、この負担は変わらないということになります。

○委員長（千葉泰彦君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君）　そこで肝腎なのは、子供を1人持った世帯と3人か4人持った世帯との課税の割合はどのようなになるのかお伺いします。

○委員長（千葉泰彦君）　三上訓一税務出納課長。

○会計管理者兼税務出納課長（三上訓一君）　すみません、ちょっと確認ですが、課税の割合というのは、子供さんの人数が増えれば増えるかどうかという質問でしょうか。

子供さんの数が増えれば、どうしても均等割はそれぞれの皆さん方の課税対象になりますので、1人よりは3人のほうが増えます。ただし、今回均等割額が若干ですけれども、1,000円安く、少なくて済みますので、その分は減るというふうなバランスになります。

○委員長（千葉泰彦君）　3番、菊池孝広委員。

○委員（菊池孝広君）　私は、この国民健康保険税のことでお聞きしたいのですけれども、先ほどのとおりいろいろ全体では調整をされるということでの税の区分でございますが、今度は医療給付費のほうをちょっとお伺いしたいと思います。例えば医療給付費分ということで所得割というふうになっているわけですが、子育て支援納付金という形に分かれるわけでありましたが、医療費全体の国からの負担金、補助金というのがあるかと思いますが、その部分については、その中での調整が、税額が調整、税率が調整されたとしても、その給付費の部分についてはその影響がないというような形になるものでしょうか、お伺いします。

○委員長（千葉泰彦君）　山崎正道副主幹兼国保年金室長。

○町民課副主幹兼国保年金室長（山崎正道君）　お答えいたします。

国民健康保険制度でございますが、こちらが平成30年度から大きく変わっておりまして、保険給付費分を市町村が国県から補助金を受入れをして、そして国保税を求めて皆様から国保税を負担していただくというのが従来でございました。平成30年度からは、県と県内市町村の共同運営に変わっております。このように変わった下では、県が国からの補助金ですとか協会けんぽから、他の医療保険制度からの交付金を受け取って、そしてなお足りない分を各市町村に納付金として納めなさいということになります。我々市町村は、その納付金を納めるために国保税を算定するというような形になってまいります。ですので、保険給付費につきましては、今度市町村から吸い上げた納付金、県、

国からの交付金、県の一般財源等を当て込んだ財源から県が各市町村に交付金として交付することになります。ですので、市町村が払う医療費の分は丸々県から来る交付金で賄われるといった制度設計になってございます。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

9番、林崎寛次郎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 国の制度なのですが、私は質疑の中で述べましたように、保険制度から予算を回すというのについては賛成できません。

まず、今回の場合、被保険者に負担が増えるわけではないのですが、こういうふうな制度を認めるということになれば、将来どういうふうになるか、その点を深く検討したときに、やっぱり賛成することはできない。例えば消費税については、3%から始まって5%、そして現在は8%、10%となっています。消費税については、この先もどこまで増えるか分からないような感じ。これだってよく考えてみても、今回のこの制度についてはどうしても賛成することはできません。ということで、反対をします。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 次に、原案に賛成の方の発言はありませんか。

3番、菊池孝広委員。

○委員（菊池孝広君） 私は賛成でございます。

この制度は、国民皆保険、全員が、国民が参加する制度であります。日本の優れた制度というふうに言われているようでございます。そのために、皆さんで負担をする、皆さんで支援をすると、そういうものを進めていく必要があることだと思います。それで、この制度そのもの、国民健康保険でございますので、その一保険者としてその責にある部分として、この制度があつていいものだというふうに思っております。賛成でございます。

○委員長（千葉泰彦君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（千葉泰彦君） 起立多数です。お座りください。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで換気のため11時25分まで休憩します。

休憩（午前11時15分）

再開（午前11時25分）

○委員長（千葉泰彦君） 休憩前に引き続き条例補正予算等審査特別委員会を再開いたします。

◎議案第4号 岩泉町犯罪被害者等支援条例について

○委員長（千葉泰彦君） これより審査に入ります。

議案第4号 岩泉町犯罪被害者等支援条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

戸来阿紀子町民課総括室長。

○町民課総括室長（戸来阿紀子君） それでは、議案第4号 岩泉町犯罪被害者等支援条例についてご説明いたします。

本条例は、犯罪被害者等基本法第3条に規定する基本理念に基づき、犯罪被害者等の支援に関する町、町民等、事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組を推進し、もって町民等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に制定しようとするものであります。

この議案につきましては、3月6日開催の議会全員協議会にて協議をいただいておりますので、詳細の説明は割愛させていただきますが、附則について説明いたします。

5ページを御覧ください。施行期日につきましては、令和8年4月1日からとしてお

ります。

なお、適用区分として、第8条、見舞金の支給、第12条、居住の安定については、条例施行日以降の犯罪行為による死亡、重症病について適用するものとしております。

以上で議案第4号 岩泉町犯罪被害者等支援条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第5号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（千葉泰彦君） 議案第5号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、議案第5号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説

明いたします。

まず、今回改正をする岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営に関する基準を定める条例ですが、かつて個別の条例で定めておりました事業の基準等に関する規定を令和7年第3回の定例会で一本化させていただいて成立したのになります。

本条例における今回の改正点といたしましては、令和8年度からこども誰でも通園制度が法定の給付事業として全国一律で始まることに伴い、内閣府令で定める基準を事業者に関する当町の基準として追加しようとするものです。

それでは、4ページの新旧対照表の中段を御覧ください。主な改正内容といたしましては、別表に4の項として特定乳児等通園支援事業を追加するのになります。令和8年度以降のこども誰でも通園制度は、町による確認を受けた特定乳児等通園支援事業者として事業を実施する必要がある、その基準は条例で定めることとされています。事業等の根拠となる法令の規定、条例で定めなければならない要件及び基準、この要件等につきましては、国が定める法令等の要件等を町の要件等にするものとしております。

別表への事業の追加と併せまして、3ページから5ページの新旧対照表のとおり、第2条の定義規定の追加、事業の追加に伴う第5条から第8条までの条文の整理等を行うものになります。

最後に、2ページにお戻りください。施行につきましては、附則のとおり令和8年4月1日からとするものです。

以上が改正条例の内容と説明となります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 先ほど説明にもありましたけれども、この特定乳幼児の基準とか要件というのはどういったものになりますでしょうか、まずはそこを確認です。

○健康推進課長（三浦政宏君） 中野副主幹。

○委員長（千葉泰彦君） 中野慎也副主幹兼子育て支援室長。

○健康推進課副主幹兼子育て支援室長（中野慎也君） お答えいたします。

この制度の基準の部分ですけれども、その施設の設備ですとか、あとは面積、それか

ら保育士の配置人数とか、そういった一般的な保育事業を行う上で最低基準というのがあるのですけれども、そのような一般的な基準のことをこのこども誰でも通園制度の中で対象となる事業者が実施可能なかどうかという部分を判断する基準となっております。

○委員長（千葉泰彦君） 7番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） そうすると、町内にある岩泉、小川、小本ではこの基準要件を満たしているというふうに解釈してよろしいのですよね。そうすると、誰でも通園制度ということになりますと、そんなにたくさんの方がわっと行くことではないとは思いますが、月に何日ぐらいとか、あと時間とか、そういった基準というのはあるのでしょうか。

○健康推進課長（三浦政宏君） 中野副主幹。

○委員長（千葉泰彦君） 中野慎也副主幹兼子育て支援室長。

○健康推進課副主幹兼子育て支援室長（中野慎也君） お答えいたします。

月に何日という定めはないのですけれども、時間があります。現在の国基準では月10時間までの利用ということになっております。

それから、対象者の年齢ですけれども、ゼロ歳6か月から3歳未満の子供を対象としております。

○委員長（千葉泰彦君） 7番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 月10時間ということで、これは例えば1日5時間、5時間だと2日で終わりと、そういった感じで考えればよろしいですか。

○健康推進課長（三浦政宏君） 中野副主幹。

○委員長（千葉泰彦君） 中野慎也副主幹兼子育て支援室長。

○健康推進課副主幹兼子育て支援室長（中野慎也君） お答えいたします。

月10時間の枠の中で1時間単位での利用を可能としております。昼食を挟まないで午前だけ2時間ですとか、午後だけ2時間ですとか、そのような利用をすることで現在制度の設計を進めているところでございます。

○委員長（千葉泰彦君） 7番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 今回の誰でも通園制度のことは理解しました。

それで、関連して伺いますけれども、今こども園では1子を通園させていると、2子ができたときには、その通園できないというか、家で保育をするというふうな、子育てするというふうな感じで、一旦こども園に通えないような子供が出てきているというふうに認識していますけれども、私の認識で合っていますでしょうか。

○健康推進課長（三浦政宏君） 中野副主幹。

○委員長（千葉泰彦君） 中野慎也副主幹兼子育て支援室長。

○健康推進課副主幹兼子育て支援室長（中野慎也君） お答えいたします。

上の子が現にこども園に入っていました、そこで下の子が生まれるために育児休業にお母さんが入っていて、一定期間経過した後上の子が退園するケースというのは実際に当町でもあります。こちらですけれども、国の子ども・子育て支援法施行規則のところで一定の基準は各市町村の判断のところで基準を設けて実施するという事になっております。それを受けて、岩泉町では、まず要件が大体3つありまして、上の子が次の年にこども園に就学を控えているような場合ですとか、あとは保護者の健康状態が優れない、例えば多胎出産をしてお母さんの健康状態が優れない場合ですとか、あとは子供が、特別な支援が必要な子供が仮に生まれてしまったような場合、上の子と併せての育児が難しいような場合も出てきます。そういったときに個別に判断をした上で対応しているところでございます。この判断に当たっては、当然こども園とも調整は行いますし、保健師や助産師とも保護者との面談の中で、どの程度保育が必要なのかどうかという部分を総合的に判断した上で決定するようにしております。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 7番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） ありがとうございます。そういった独自のというか、一定の基準は設けなければいけないというのは、私も理解はできますけれども、実際例えば2子が生まれて、そして2人のちっちゃい子供を子育てしていくというのは、やっぱり両親にとっても非常に負担がかかることだなというふうに考えます。そういったときに、例えば2子が生まれたときにも、同じようにこども園に1子が通っている状態というのは、さらに子育てがしやすくなる環境を提供しているともなると思いますので、その辺の今後のそういった制度的なものをしっかりしなければいけないとは思いますが、

そういったサービスの提供というのも考えなければいけないと思うのですが、その辺はいかがですか。

○健康推進課長（三浦政宏君） 中野副主幹。

○委員長（千葉泰彦君） 中野慎也副主幹兼子育て支援室長。

○健康推進課副主幹兼子育て支援室長（中野慎也君） お答えいたします。

委員のおっしゃるとおりでございます、そのとおりだと思います。上の子がそれまでこども園に入っていたのに、いきなり日中8時間なり10時間、下の子でただでさえ大変なのに上の子供までとなったときに、保護者が一時的に負担が増えるというのは全くそのとおりだと思いますので、その部分は保護者の声を町としても確認するために子ども・子育て会議に参加される保護者さんからも意見をいただいたりとか、実際に現場ではこういう声が子育て支援センターの中で話題になっているよとか、そういった部分も丁寧に聞き取った上で、いずれこの制度が逆戻りしないように、町がせっかく実施している子育て支援制度が流れに逆らわないような、そういう取扱いを今後も継続してまいりたいと思います。

○委員長（千葉泰彦君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 今こども園で、それぞれ3か所あるのですか、最大預かる人数は現状どうなっていて、受入れ態勢の職員も足りない状況なのか、そこそこ間に合っているのか、現状についてお伺いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 中野副主幹。

○委員長（千葉泰彦君） 中野慎也副主幹兼子育て支援室長。

○健康推進課副主幹兼子育て支援室長（中野慎也君） お答えいたします。

去年の8月1日現在の数字を持ち合わせておりましたので、こちらでご報告いたしますけれども、いわいずみこども園は定員120名に対して94名、こがわこども園は定員が60名に対して20名、おもとこども園も定員60名に対して26名ということで、定員自体に対しての実際の入所児童については余裕があるのですけれども、ただ年度当初は保育士を配置はしているのですけれども、年度途中で育児休業明けの子供が入園を希望してきたりとか、そういったケースが毎年ありまして、私どもも数字はつかんではいるのですけれども、なかなかそこに対応する保育士を年度途中で配置することができない場合もあり

ます。ただ、そこは保育士の勤務時間、勤務シフトの調整を行ったりですとか、あとは配置換えを行ったりといったようなところで対応するようにしておりますが、それをもってしても入園できないといったような、いわゆる待機児童ですけれども、そういったものが若干発生する状況もあります。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 少子化の時代に入っていて、しかも幸いにして2人なり、3人なり、4人なり子宝に恵まれて、さて保育園に世話になろうかと思ったところが、何かなかなか返事をいただけないという話は私も聞いたことがあるのです。せっかく今度は誰でも通園制度、やっぱり希望があったらば、特に2人でも、3人でも同じ家族で通園できるような、そういう制度に持っていったほうが子育てのためにはいいかと思うのです。それを2人目、3人目、申し込んでいるのですが、なかなか返事がなくてというような声を聞くので、これは誰一人取り残さないように、生まれた子供は全部こども園で引き取るような、そういう制度にやっぱり町独自で改善するべきだと思うのですが、改めてご見解をお伺いします。

○委員長（千葉泰彦君） 三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

子供を取り巻く環境、これにつきましては社会情勢とともに刻々といろいろなところで変わってきております。そのため、うちのほうでも子育て支援策、いろいろな方面からソフト、ハードを含めて考えながら、何とか待機児童を出さないような形にできないかというふうな方法も取ってございます。というのは、ここ近年、年度途中の待機児童を解消できない状況が続いてご迷惑をおかけしているところでもあります。そういう状況もありますので、年度初めから年度途中の入園者も含めた形で何とか保育人材の確保というところに努めてきてはおりましたが、なかなかその部分が需要と供給のマッチングできなくて、どうしても年度途中に待機児童というところが発生してきておりました。

本条例で提案させていただいておりますこども誰でも通園制度、これも現保育施設を有効活用するというふうな方面での事業の取組になります。一般型と余裕活用型という

のがあるのですが、今回うちで取り組もうとしているのが余裕活用型というところで、空いているところに何とか受け入れることができないかというふうなことで組み立てた取組の事業になります。一般型であれば、もう待ったなしで受け入れることは可能なのですが、何せ保育士さん等の状況がなかなか確保が難しいことから、園児の余裕があるところに入っていただくような形での組立てというところで考えているところでございます。

ただ、ここの対象者が当町にいるかといえ、そんなに多くの子供さんはいないのかなとは考えておりましたので、年度初めはちょっとこういう余裕型の対応をしてみたいなと思っておりました。

委員ご提案の件につきましては、今後も子育て支援等々の特にソフト的な部分をこれから重要視していかなければならない時期に入ってきているのだと、現場と調整する際にも感じてきておりましたので、制度は制度、現場は現場というところで、そこを何とか少しでもマッチングできるような形でこれから子育て事業を展開してみたいと思いますので、何とぞご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） 1 番、大山幸真委員。

○委員（大山幸真君） こども誰でも通園制度について確認なのですが、これは月10時間という制限の中でございますけれども、この月10時間というのはあまりにも非現実的といえますか、かなり限られた時間だなというふうに思うのですが、町独自でこの10時間以上対応するという何かお考えだったり方針はございますでしょうか。

○健康推進課長（三浦政宏君） 中野副主幹。

○委員長（千葉泰彦君） 中野慎也副主幹兼子育て支援室長。

○健康推進課副主幹兼子育て支援室長（中野慎也君） お答えいたします。

こども誰でも通園制度のその月10時間の利用枠のところでございますけれども、まずこの制度が8年4月から全国一斉に始まるということで、先行実施している自治体もあるのですけれども、ただどの市町村も基本的には8年4月スタートということで、まず国基準に示された月10時間で事業をスタートするというのが大半な状況でございます。国のほうでも、この月10時間では利用が足りないよというような声を実施済みの市町村から聞いたりとかして、8年度において検討を進めて、9年度以降のところでの

枠を増やしていくのか、現状のままでするのかといったところは今後判断していくといったような話がなされております。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 1 番、大山幸真委員。

○委員（大山幸真君） 4 月 1 日から全国的にスタートするということで、国も各自治体に聞き取り調査等はあるかと思うのですが、岩泉町においてはその議論は、担当課のほうで、まずその議論がされているかどうか、ご確認をさせてください。

○健康推進課長（三浦政宏君） 中野副主幹。

○委員長（千葉泰彦君） 中野慎也副主幹兼子育て支援室長。

○健康推進課副主幹兼子育て支援室長（中野慎也君） まず、その対象者の部分でございますけれども、余裕活用型ということで、空き定員を活用して利用をということと、あとそれから一時保育というものは、一時預かり事業なのですけれども、これは各子育て支援センターで実施しております。この中で、保護者からの話の中で、聞き取った内容ですとか、あとは定員の管理の仕方についても国の手引のほうで、各市町村の定員はこのぐらいにするよというような手引が出ているのですけれども、それに基づいて算定したところ、岩泉町全体の中で利用 3 人という定員を見込んでおります。これについて、保護者の声とか併せまして、この定員 3 名として、町の子ども・子育て支援事業計画の中にこども誰でも通園制度についての定員は定めることとして、現在制度設計を進めております。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 1 番、大山幸真委員。

○委員（大山幸真君） では、今後 4 月 1 日以降、実際に運用してみないと需要が分からないというところも実際あるかとは思いますが、将来的にその誰でも通園制度の需要があれば、10 時間以上拡充していくというところも一つ必要かと思しますので、ぜひそこも踏まえた調査等、引き続き町でも行っていただければと思います。

要望で終わります。

○委員長（千葉泰彦君） 3 番、菊池孝広委員。

○委員（菊池孝広君） この保育園の関係でございますけれども、先輩委員がお話をされ

たように、希望があったら、それから誰一人取り残さないようにというようなお話をいただいて、そのとおりだと思います。

そこで、保護者の就労の要件を問わずということでございますので、そうするとまず先に募集する年度といたしますか、それをちょっとお伺いしたいと思います。一般公募する、お知らせをする年度をお聞きしたいと思います。

○健康推進課長（三浦政宏君） 中野副主幹。

○委員長（千葉泰彦君） 中野慎也副主幹兼子育て支援室長。

○健康推進課副主幹兼子育て支援室長（中野慎也君） お答えいたします。

利用の募集のところですけれども、まずこの条例のところで、これが認められましたらば、こども誰でも通園制度としての利用者からの申請をまずいただくとともに、あとは給付事業になりますから、対象となる事業所から確認書類を頂きまして、こども園を想定していますけれども、形式上公立施設でもこども園から書類を頂くことにして、町で審査をして、こども誰でも通園制度が実施できますよという流れになるのですけれども、実際に利用する保護者さんたち側でお伝えしますと、まず町に対して認定申請を行いまして、町のほうから認定書の交付を行います。その後に利用者がこども園と面談を行います。面談を行った上で、実際にいつ利用をしますと、例えば4月1日に利用しますとか、あとは次に利用するのは6月ですよとか、初回面談さえ行ってしまうと、あとその年度についてはいつ利用しても、何時間利用してもいいよというのがこのこども誰でも通園制度になりますので、おおむねはそのような事務フローになってまいります。この手続につきましては、国が用意した総合支援システムというものがありまして、これは自治体は無料で利用することができるのですが、これによって利用時間があとのぐらいあるのかとか、そういった部分もそのシステムの中で管理を行った上で事務を進めていく、そのような流れになっております。

○委員長（千葉泰彦君） 3番、菊池孝広委員。

○委員（菊池孝広君） それでは次に、これは子育ての支援でございますので、1人であっても、それから6か月以上ということで3歳未満というお話もいただきました。実際乳児を預かるという部分も出てくるかと思います。それで、やはりそういう支援は必要だと思いますので、この制度は非常にいい制度だと思いますので、利用した場合にその

使用料、入所料、そういったものまで進めておられるのか、無料なのか、そういう部分をちょっとお伺いしたいと思います。

○健康推進課長（三浦政宏君） 中野副主幹。

○委員長（千葉泰彦君） 中野慎也副主幹兼子育て支援室長。

○健康推進課副主幹兼子育て支援室長（中野慎也君） お答えいたします。

保護者が負担する利用料ですけれども、1時間当たり300円となります。あと、こちらにつきましては現在特別保育料ということで、現に子育て支援センターのところで一時保育とか、あと預かり保育、延長保育、そういったものもろもろ特別保育といいますけれども、そういったものについても1時間当たり300円を徴収しております。今回この子ども誰でも通園制度につきましても、それらと同じような考え方に基づきまして300円という設定をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時57分）

再開（午後 1時00分）

○委員長（千葉泰彦君） 休憩前に引き続き条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第6号 岩泉町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例について

○委員長（千葉泰彦君） これより審査に戻ります。

議案第6号 岩泉町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） それでは、議案第6号 岩泉町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例についてご説明いたします。

この条例は、地域の実情に応じ、農家が農地集約のため、小規模な基盤整備を行う岩泉町いきいき農村基盤整備事業に要する費用に受益者からの分担金を充てるため、新たに制定しようとするものでございます。

それでは、2ページの別紙を御覧ください。第1条の趣旨では、地方自治法第224条の規定により受益者から分担金を徴することについて必要な事項を定めるものであることを規定してございます。

第2条の定義では、受益者の定義について規定しております。

第3条の分担金の徴収では、事業に要する費用の額が当該補助金の額を超えたときに限り分担金を徴することを規定しております。

第4条の分担金の額では分担金の額の算定方法について、第5条では分担金の徴収方法について、第6条では分担金の徴収猶予についてそれぞれ規定しております。

第7条では、この条例の施行に関して必要な事項については規則で定めることを規定しております。

附則では、この条例の施行日を定めており、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありますか。

11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） この基盤整備事業というのは、以前にも大規模な事業がなされたと思うのですが、今回は小規模な事業ということですが、この徴収条例をつくる目的というか、何かまた近いうちにどこかの地域の農村の整備事業を考えているためのいわゆる分担金の徴収なのかお伺いします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） このたびこの条例を定めることにつきましては、我々のほうで今後小規模な基盤整備、畦畔を除いたり、あとは間にある樹木を抜いたりとか、そういった部分で農家の方たちがその農地を集約して効率的に使えるような形で、今後農地の施策として進めてまいりたいということから、今回条例をお願いしているところでございます。

具体には令和8年度から事業の要望がございますので、今後継続した要望を取りながら事業の実施について努めてまいりたいと思います。

○委員長（千葉泰彦君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 今もそうですが、これからも農村の年齢構成見れば非常に高齢化なり、あるいはまた様々な分野での資材の高騰等続いている中で、改めてこの徴収をしなければならないというのは、どうも非常に残念なような気持ちを持っております。

そこで、この事業というのは国の事業なり補助事業、県の補助事業、町の補助事業全て該当するのかお伺いします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 今この条例で想定しているのは、国の補助事業に該当しない小規模な基盤整備について、県のほうで補助事業を実施してございます。こちらを想定して、町で条例を定めるところでございます。

○委員長（千葉泰彦君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 改めてお伺いしますが、この条例の条項の中に分担金の免除というのを考えなかったのかお伺いします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 災害等でも災害復旧に関する費用について分担金を徴しておりますし、自分の財産に対しての費用負担はやっぱり必要であると我々は認識しておりますので、免除等は考えてございません。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第7号 岩泉町少年補導センター設置条例を廃止する条例について

○委員長（千葉泰彦君） 議案第7号 岩泉町少年補導センター設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

小野寺一徳教育次長、どうぞ。

○教育次長（小野寺一徳君） それでは、議案第7号 岩泉町少年補導センター設置条例を廃止する条例についてをご説明申し上げます。

議案を御覧いただきたいと思います。この条例は、昭和57年に少年非行防止並びに健全育成に関し効果的な活動を推進することを目的に制定されたものですが、近年の岩泉署管内での補導、相談件数を見ますと、過去3年間においていずれもゼロ件となっております。また、少年補導委員の実働日数を見ましても、年々減少しているという状況で

ございます。近年は、実際に活動する補導センター員の確保が難しく、一部地域では活動がない状況が続いております。また、同様の目的で警察、町内小、中、高校の校長、教育委員会で組織されている学校警察連絡協議会がございます。非行防止に関する情報共有、問題行動の実態の把握、外部機関との相互連携等を行う仕組みが既に確立されておりますことから、当センターを廃止するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第7号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第8号 岩泉町公園条例及び町民広場条例の一部を改正する条例について

○委員長（千葉泰彦君） 議案第8号 岩泉町公園条例及び町民広場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

小野寺一徳教育次長、どうぞ。

○教育次長（小野寺一徳君） それでは、議案第8号 岩泉町公園条例及び町民広場条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

まず、今回の改正の主な理由となりますが、B & G海洋センターの東側に隣接しておりますレクリエーション広場は自由に立ち寄ることができ、使用許可申請を必要としないこと、また芝張りを行い、あずまやの配置や遊具なども設置したことから公園としての取扱いが妥当であると判断できると思います。現在は、町民広場条例に規定する「岩泉町レクリエーション広場」について、同条例から削り、岩泉町公園条例に規定することでその利用実態に合わせるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正部分について説明いたしますので、3ページの参考資料新旧対照表をお開き願いたいと思います。まず、岩泉町公園条例の一部改正でございますが、第2条の改正は、表に「岩泉レクリエーション公園」とその位置を加えるものでございます。

第3条及び第8条の改正は、使用されている用語の整理をするものでございます。

次に、ページをめくりまして、4ページの町民広場条例の一部改正の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第2条の改正は、表「岩泉町レクリエーション広場」の名称と、位置の項を削るものであります。

別表の改正は、施設の使用料の表中、「岩泉町安家農村広場 岩泉町レクリエーション広場」を「岩泉町安家農村広場」に改めるものでございます。

次に、2ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、合砂丈司委員。

○委員（合砂丈司君） 第2条の安家農村広場、かつて昔、氷渡のキャンプの広場だったのですが、最近バンガローですか、周辺をかなり整備して、見通しがいいようになったような気がします。

それで、以前からやってもらえばよかったのですが、その整備した訳は、氷渡洞の開洞に向けての整備なのか、その辺はどうだったのか。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 経済観光交流課で管理しております氷渡のバンガローの木を伐採しました。今回の伐採につきましては、氷渡の再開に向けてというわけではなくて、バンガロー周辺の日当たりがちょっと、立木が大きくなりましたので、伐採ということで対応させていただいたものでございます。

○委員長（千葉泰彦君） 10番、合砂丈司委員。

○委員（合砂丈司君） 広大な広場があって木が生えているのですが、もうちょっとあっちのほうまで整備してもらえばよかったような気がするのだが、いずれあそこはかつては氷渡洞が栄えたのですから、あれを何とか氷渡洞が開洞するように向けて整備してもらいたいと、これは経済観光交流課のほうでまた聞きますが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第9号 岩泉球場条例について

○委員長（千葉泰彦君） 議案第9号 岩泉球場条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

小野寺一徳教育次長、どうぞ。

○教育次長（小野寺一徳君） それでは、議案第9号 岩泉球場条例についてを説明申し上げます。

まず、今回の条例制定の主な理由となりますが、平成5年に完成しております岩泉球場は、町民広場条例に規定されております岩泉町山村広場に位置づけられている施設として現在に至っております。しかしながら、山村広場という名称からは施設の実際である球場施設であるということが想像し難く、現実と相違した形となっていることが長年の課題となっておりました。このことから、今般新たに球場条例を制定することにより、名称としてなじみのある岩泉球場を前面に出し、管理運営を図っていかうとするものでございます。

このことから、町民広場条例に規定する山村広場の管理施設はなくなりますので、町民広場条例から「岩泉町山村広場」を削り、所要の整理をしようとするものでございます。

それでは、2ページの別紙、岩泉球場条例をお開きいただきたいと思います。第1条では、本条例の趣旨として、岩泉球場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、設置の目的として、町民の健康増進とスポーツの推進を図るためとしており、名称と位置を示しております。

第3条の使用の許可から第15条の委任事項までの条文の構成につきましては、町民広場条例からの内容を移行する形となっておりますので、大きな変更はございません。そのため、ここでの説明につきまして省略とさせていただきます。

なお、町民広場条例では、第3条、休所日、第4条、開所時間として規定してありました条文については、今回の岩泉球場条例では、規則において定めることとしております。

続きまして、5ページとなります。附則の第2項でございます。こちらは、町民広場条例から「岩泉町山村広場」の項を削るため、町民広場条例の一部改正を併せて行おうとするものでございます。

それでは、ページが変わりまして6ページの参考資料、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。まず、第2条の改正は、表中「岩泉町山村広場」の項を削るものでござ

います。

次に、別表の改正は、施設の使用料の表中「岩泉町山村広場」の項を削り、さらに附帯設備の使用料の表を削るものでございます。

それでは、前に戻っていただき、もう一度5ページをお開きいただきたいと思います。中段の別表（第9条関係）の施設の使用料を御覧いただきたいと思います。これまではメイン球場のみを料金設定しておりましたが、サブ球場についても料金設定を行うもので、施設区分をメイン球場とサブ球場としております。なお、サブ球場につきましては、平成28年のいわて国体軟式野球競技開催に向けて整備された施設でございますが、サブ球場の当初の目的は、選手のウォーミングアップ用のグラウンドとして整備されておりますが、現在は学童、小学生などの試合をするのにちょうどいい規模ということもございまして、下北地区予選やスポーツ少年団の練習試合、練習の場などとして利用されている実績がございますことから、今回の条例で規定するものでございます。

次に、施設の使用料につきましては、メイン球場が1時間までごとに1,080円、1日5,400円、サブ球場が1時間までごとに540円、1日が2,700円としております。附帯設備の使用料につきましては、1時間までごとにメイン球場夜間照明設備の使用料でございますが、3,240円としているところでございます。

最後に、附則第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（千葉泰彦君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから議案第9号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 特にはないのですが、もと云って聞くのもおかしいか。これは、野球場とみんなが言っていたのが、当初の補助で山村広場のものをそのままを使っていたということで、今回現状に合わせてやったと。いいことだなと思っておりました。

それで、この使用料、これは町民は無料ですか、有料ですか、あるいは使う人に応じて金額がかかるのかどうか、これについて詳しくご説明ください。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木香奈主任お願いします。

○社会教育室主任（佐々木香奈君） お答えいたします。

まず、サブ球場の使用料の関係ですけれども、主に利用対象者が小学生であるということで、町有施設の使用料に関する規則でスポーツ少年団の使用料に関しては免除という規定がされておりますので、小学生、中学生等の利用は免除になります。

また、社会教育団体に登録している団体につきましては、一部免除ということで料金設定をしております。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 1 番、大山幸真委員。

○委員（大山幸真君） 今回利用の頻度があるということで、サブ球場に料金を設定してということなのですけれども、そのほかにも龍泉洞球場、龍泉洞旅行村の脇に球場がございますけれども、今回この球場についての議論はございませんでしたでしょうか。

○委員長（千葉泰彦君） 小野寺一徳教育次長。

○教育次長（小野寺一徳君） 同じような機能を有したといいますか、野球場としての施設ということで、他の場所の部分というお話でございますが、今回のこの条例制定にしましては、現状の乙茂地区のいわゆる岩泉球場に限定しましてというか、ここの設置の条例ということに関して制定をいたしております。他の施設の部分とのいろんな使い方についての調整というか、そういうのは必要だと思っておりますけれども、この議案については岩泉球場の部分という形でご理解いただければと思います。

○委員長（千葉泰彦君） 11 番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） この条例でいえば、別表、施設の使用料を取るのは現在の条例では第11条関係になっているのですが、このサブグラウンドとメイン球場は第9条関係というふうにうたっているのですが、そうであれば今度の改正後の表に9条も載せるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（千葉泰彦君） 小野寺一徳教育次長、どうぞ。

○教育次長（小野寺一徳君） 別表の第11条関係という表記でございますが、こちらは現状、現行、現在の町民広場条例での第11条としての料金の関係を記載しているものでございます。今回議案として提案しております岩泉球場条例におきましては、料金の規定が、使用料の規定が第9条となっております。その別表ということで、先ほど5ページ

の中段からの部分でご説明いたしましたが、別表として第9条関係という形で表示させていただいているものでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（千葉泰彦君） そのほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第27号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定
に関し議決を求めることについて

○委員長（千葉泰彦君） 議案第27号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

戸来阿紀子町民課総括室長、どうぞ。

○町民課総括室長（戸来阿紀子君） それでは、議案第27号を説明する前に、指定管理者の指定に関する議案を7件提案させていただいていることから、最初に説明する私から当町の指定管理者制度の経過についてご説明申し上げます。

公の施設の指定管理者における管理につきましては、平成18年度から制度導入し、令和2年度まで3年ごと、令和3年度から5年ごとの指定管理期間としまして運用してまいりましたが、令和7年度をもって第6期が終了いたします。

このたび令和8年度から令和12年度までの5年間を指定管理期間とする第7期の指定

管理を行うに当たり、その指定管理者の指定に関し議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、令和7年12月22日に選定委員会を開催いたしまして、事業計画の評価等に基づき、指定管理者としての候補者の決定を行い、今回ご提案申し上げるものであります。

なお、本定例会において議決を得ましたら、指定管理者と協議の上、指定管理に係る基本協定を締結する予定となっております。

それでは、議案第27号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

議案を御覧いただきたいと思います。まず、管理を行わせる施設は、岩泉町障がい者グループホームとなります。

指定管理者は、社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

なお、指定管理者の選定に当たりましては、施設の設置当初から第6期まで、当該施設の指定管理者としてこれまで事故なく適切に施設管理を行っていることなどから、公募によらない選定としたものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（千葉泰彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第27号について質疑を行います。

8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 今全体的な経過の指定管理についてのご説明がありました。それで、今回議案第27号から33号までこの指定管理の議案があります。33号かな。これ一々全部聞いていけば時間ばかりかかりますので、前にもお願いしていましたが、もしよければ、これの例えば基本的な公募、非公募、あるいは料金の利用料方式とか、使用料方式とか、あと債務負担行為は今回補正に出ているのかな、後で聞きます、出ていますけれども、とか、今度基本協定をするに当たってはどうかとか、あるいはそしてこの基本協定締結してから単年度の新年度の予算で審議と、単年度ごとになるのかなと思うのですけれども、これの概要を何件だ、27から33、これについて概要の一覧で資料で出していいただければありがたいなと思っていました。何とかお願いします。

○委員長（千葉泰彦君） 三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 8番委員からお話ありましたが、確かに7件同じような指定管理のものになりますので、参考資料の一覧にはなりますが、そちらでよろしければ、ただいま準備して、その後配付をさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。お時間をいただければと思います。

○委員長（千葉泰彦君） 暫時休憩取りますか。

三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） そうすれば、今資料のほう大丈夫、準備をしていたようでございますので、ただいま委員長、配付してもよろしいでしょうか。

○委員長（千葉泰彦君） どうぞ。

〔資料配付〕

○委員長（千葉泰彦君） 三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 申し訳ございませんでした。ちょうど私が不在の間に担当のほうで、お話があつて準備していたようでございまして、申し訳ございませんでした。

ただいまお配りしました一覧表が左から議案番号になります。施設の名称、公募、非公募の別、あと公募の場合の応募件数、そして令和8年から12年、5年間の指定管理者名、利用料金制、使用料制の別、令和3年から7年度までの債務負担行為、これ前期ですね、今までの、7年度までの債務負担行為の限度額の金額でございます。次が、右側が令和8年度から12年度、今回の第7期の分の債務負担行為限度額になってございます。ちなみに、令和8年度の当初予算額、一番右が担当課というようなことで、8番委員からお話あったとおりの項目が網羅されているかと思っておりますので、よろしく願いします。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 分かりやすい資料でありがとうございます。

個別の議案はそのときとしましても、ここで議案第29号がこの利用料金制で債務負担行為額ゼロ、ないのですけれども、これは利用料金制であれですか、町ではゼロ円で出していないということでの理解でよろしいでしょうか。

〔「議案第27号」と言う人あり〕

○委員（畠山和英君）　　そうか、ではその都度か。

○委員長（千葉泰彦君）　　はい、それをお願いします。

○委員（畠山和英君）　　そうしますが、あれか。では、そのようにお願いします。

○委員長（千葉泰彦君）　　12番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君）　　町の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例には、基本は公募と。第5条には、資本金というか、出資が2分の1以上のところにはほぼ無条件で指定ができるような、ほとんどがそうなのかなと思いますが、その中で複数年契約していく中で、いわゆる営業利益が出るようなところは人件費もそれなりに反映できると思うのですが、ないところについては、指定管理料だけで運営していく、ここには上がっていないのかもしれませんが、そういうところというのは人件費が上昇したときにはどのような考え方をしているのかお尋ねします。

○委員長（千葉泰彦君）　　三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君）　　それでは、議案第27号をはじめとして、まず全体的な部分でのご質問ということで、それでご回答いたしますが、平成15年の9月の地方自治法の改正によりまして、この公の施設の管理の部分が、指定管理者制度が始まりました。国でも、結局民間の力があるのであれば、そういった指定管理にして使ったほうがいいのかということで諸事情変わりまして、うちでも、先ほど27号の冒頭に申し上げましたが、平成18年からこの指定管理者制度を行っております。3年ごとで更新していたものを令和2年の更新のときから5年間に変わってございます。その金額につきましては、先ほどのお配りしました一覧表で、真ん中のところで利用料金制あるいは使用料制の別でございしますが、こちらで相手方の事業者が収入があるところ、例えば先ほど8番委員からお話があったふれあいランドとか、そちらはある程度収入見込めますので、失礼しました、道の駅の部分につきましては、指定管理は結びますが、利用料金制ということで、収入が上回れば町からの指定管理の委託料の支払いがございません。

　　そんな形で、実際指定管理の内部での指定管理者候補選定委員会というのを行ってございますが、これも先ほど説明いたしました、12月に行っております。その際に、各担当課から指定管理の相手方の業者のところから収支計画なり、あるいは事業計画なり

というものを出示していただきまして、その中で、収支の中で料金計算もして、先ほどの一覧表での利用料金というところは、ある程度収入が見込める事業者ということになってございます。岩泉町の場合、民間活力といっても相手方も決まってくるために、表にもありますが、ほとんどが非公募というような形になってございました。ただし、議案第32号の社会体育施設、こちらは新規になりますので、そのために今回は公募というような形になってございまして、実際の決定する際にはそういった収入部分を勘案しながら委託料は積算してございます。

以上でございます。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） それぞれ議案ごととは言われましたけれども、基本協定の債務負担行為が今回の補正に上がっていますよね。次の補正に行く前に、ここであらかじめお願いしておきますが、前回のこの金額、これをあらかじめ、私調べたらちょっと古くて5年前なので、ちょっと見つけれなくて、これ分からなかったものですから。つまり、これは新しいのか、社会教育施設2億6,700万円とか、これが今までは幾らだったかというのをそれまでに、審査までにあらかじめ教えていただければなと思っておりますので、それをお願いしておきます。

あとは、それぞれ単年度の予算はそれぞれの予算のところで聞けばいいことですかね、質疑は。

○委員長（千葉泰彦君） 三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 8番委員からお話ありましたその前期の分、今まで、7年度の部分はこの表の右から4列目、令和3から7年度、これが今7年度が最後となる6期計画のところの債務負担行為の総額になっています。次の右側が令和8年から12年度ということで、これを比較していただければ、確かに金額のほうみんな、ええ、この表に入っておりますので、はい。やはり人件費なり物価高騰でございますし、その辺もあって金額のほうが増えているということでございます。やはりメインは、指定管理のほうの委託料を積算していますが、ほとんどが人件費の分が大きく入ってきますので、そこが上がってくるとおのずと委託料のほうが増えるという形になってございます。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（千葉泰彦君） 12番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 5年になっても事業計画、収支計画というのが1回だけでいいのですか、計画出すのは。毎年これ出す必要はないのでしょうか。

○委員長（千葉泰彦君） 三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 計画は、先ほど8番委員からも話がありましたが、当初に基本協定というのを結びます。その中で、今ここに出している5年間の負担行為限度額、5年の分総額を入れますが、その際に積算は単年度ごとに積算してございます。ある程度余裕幅といいますか、上限ですので、そこを超えないような形で積算を相手方が出した分に少し上乗せをして設定のほうはしてございます。ただし、これがまた物価がかなり上がって、人件費がまた上がるようであれば、都度年度途中であっても5年間で一回債務負担行為組みますが、途中のところで追加という形で足りない部分を補ってというのも制度でやってございましたので、よろしくお願いします。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） せっかく資料をもらっていて、これよく見る時間がなかった。ありがとうございます。

それで、今回額が人件費とか物価高、最近すごいわけですので、上がっていくというふうなこと等々を考えれば、やっぱり前回5か年にやったのですよね、前回から、令和3年か。であれば、やっぱりこれはいろんなことで受けるほうが安定的な経営をするためにという理由だったのですが、やっぱり今回は5か年ということで提案されていますけれども、これは3年ぐらいがいいのではないかなと私は思うのです。5か年になればもう議員も替わっていたり、いろいろ分からなくなってきましたしということで、次のときにはご検討していただければと思います。

○委員長（千葉泰彦君） 三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 確かに前期のとき、ちょうど令和3年から7年度のときは、経営安定のために長い期間で、長いスパンで見てあげたほうがいいでしょうということで5年にしております。ただ、委員からお話があったとおり、今この物価高騰状況でございますので。ただ、今現在はちょうど前期のときと同様で、今回も5

年でまずは指定管理は結びたいと。

先ほど答弁しましたように、もし途中でこれからどんどんまた上がるようであれば債務負担行為の追加補正で、そこは増額して、次の第8期のときには、またそこは3年にするかどうか検討はしていきたいと思います。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 確認です。専門家を目の前にして聞くのは恐縮ですが、そうか、債務負担のやつは追加はできるのか。変更はできないですね、年度変われば。できる。そうか、お願いします。

○委員長（千葉泰彦君） 三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 債務負担行為は、変更というのは当該年度中であれば債務負担行為の変更というのはできます。その後、年度経過して行って、途中で足したいときは、新たに追加ということで、債務負担行為の追加ということで、また新たな分で増分だけを制度上、すみませんが、足すことになりますので、よろしくお願いします。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第28号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービス

センター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（千葉泰彦君） 議案第28号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、議案第28号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについてご説明いたします。

まず、管理を行わせる施設は岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター、大川デイサービスセンターであります。3施設を1事業として指定管理するものとなります。

指定管理者は、社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

指定管理の選定に当たりましては、当該施設は設置当初から今年度末の第6期まででございますが、岩泉町社会福祉協議会を指定管理者として選定し、長年管理運営を行っていただいております。ノウハウと実績を有するとしております。

なお、災害時における高齢者福祉避難所としても機能させる必要があるため、指定管理者として適性が高いことから、今回から公募によらず選定をさせていただいたものでございます。

以上、簡単でございますが、説明となります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第28号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） この基本協定の額が1,100万円ほど増えていますけれども、この要因は何でしょうか、内容をお願いします。ここで聞けないか、後か。いいですか。

○委員長（千葉泰彦君） 三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

先ほど全般的な話、総務課長からも答弁があったとおり、人件費とか物価高騰ということで経費がかさんでおりまして、具体的な項目といたしましては、業務委託料の増とか、修繕費あるいはやはり一番大きいのが受け入れていただく社協さんの人件費の増というところで、あともう一つイレギュラー的には、昨年まで臨時職員等でも対応をしていただいたものがなかなか臨時職員で対応できない分があるということで、正職員換算になってしまっているというのが人件費では一番大きく跳ね上がった要因になっておりまして、なかなかこの部分の人材確保ができずにいるという状況が社会福祉協議会にも見受けられて、今までは臨時職員の方だったようなのですが、その方が正職員になってということで、この分は非常にアップになってしまいましたが、私たちのほうではやむを得ないものかなと思って、そこの分は積算対象として大きく跳ね上がったというところで捉えております。

以上でございます。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） ここの体制的には、人数は同じの積算ですか。

○委員長（千葉泰彦君） 三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

単価的には上がっているのですが、第6期とほぼ同じ積算項目でやらせていただいたのですが、やはりそこの分が臨時職員対応から正職員対応になったというところでのアップになります、人件費につきましては。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第28号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで換気のため、午後2時10分まで休憩します。

休憩（午後 1時59分）

再開（午後 2時10分）

○委員長（千葉泰彦君） 休憩前に引き続き条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第29号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（千葉泰彦君） これより審査に戻ります。

議案第29号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案に対して提案理由の説明を求めます。

佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） それでは、議案第29号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

議案を御覧いただきたいと思います。まず、管理を行わせる施設は、道の駅いわいずみ地域振興施設、道の駅三田貝分校地域振興施設ですが、2施設を1事業として指定管理するものとなります。

指定管理者は、岩泉ホールディングス株式会社。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

なお、指定管理者の選定に当たりましては、長年指定管理者として良好に施設を運営

するなどノウハウと実績を有していますことから、公募によらず選定したものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから議案第29号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） この道の駅2つですけれども、地域振興施設とありますが、あそこの建物の中でどのような施設の区分がなっているのか、全部が振興施設になっているか含めて、トイレもあるわけですが、トイレは別かもしれませんが、ご説明ください。

○委員長（千葉泰彦君） 大森淳一総括室長兼経済商工室長、どうぞ。

○経済観光交流課総括室長兼経済商工室長（大森淳一君） お答えをいたします。

道の駅の条例の規定のとおりとなりますけれども、道の駅いわずみ地域振興施設の中に地場産品販売施設、食堂施設、情報提供施設、多目的ホール、交流スペースとなっております。また、三田貝分校につきましては、地場産品販売施設、食堂施設、情報提供施設というふうな区分になってございます。

以上でございます。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） すごく早い説明でついていけませんでしたでしたが、そうしますと施設は、あれは全部入っているということかな、今の何だ、地域産品販売施設、食堂、あと何だっけ、地域振興何とかかんとかと言っていたましたが、全部入っているということではないのですか。

○委員長（千葉泰彦君） 大森淳一総括室長兼経済商工室長、どうぞ。

○経済観光交流課総括室長兼経済商工室長（大森淳一君） すみません、ゆっくりしゃべります。

道の駅全体といたしましては、駐車場、あとはトイレにつきましては、県の管理部分になっておりますので、この条例の中には入っていないというような形になります。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第30号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し

議決を求めることについて

○委員長（千葉泰彦君） 議案第30号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） それでは、議案第30号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

まず、議案を御覧ください。管理を行わせる施設は、小本地域資源利活用施設です。

指定管理者は、小本浜漁業協同組合。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までです。

指定管理者の選定理由といたしましては、小本浜漁業協同組合は、施設開設当時の指定管理者であり、地場の鮮魚貝類や海産物加工品の販売、地域イベントの開催などを行い、地域コミュニティの活性化に積極的に取り組んでいること、また利用者に対するサービスの質が良好であり、町内外からの常連客を獲得するなど施設の運営による地域資源の利活用を有効に行っているためでございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから議案第30号について質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 1 件ずつやっても大変ですけども、お尋ねします。

これの1,600万円、1,700万円弱が伸びていますが、ここの体制あるいは上がった要因、理由をご説明ください。ゆっくりお願いします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山林業水産室長。

○委員長（千葉泰彦君） 畠山進林業水産室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

こちらにつきましては、今年度まで指定管理という部分と、それに加えて復興支援員による施設運営支援員の設置ということの2本立てになっていたものを一つに、復興支援員の制度が今年度で終了ということがございますので、それを一つにまとめたことによる増額の部分と、あとそのほかに人件費の上昇分、あとは必要と考えられる修繕箇所分の修繕料を見込んだという内容となっております。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 8 番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） そうしますと、これまで復興支援員一千万幾らかずつ2人分やっていますよね、ちょっと額は違っていたかもしれない。それをこっちのほうにまずは入れる理由をお答えください。

それから、そのほかの体制、人員はどうなっているか、ご説明ください。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山林業水産室長。

○委員長（千葉泰彦君） 畠山進林業水産室長、どうぞ。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

この復興支援員の部分に関しましては、復興支援員が2名ということで現在雇用をこちらから委託した事業によりまして、小本浜漁協さんに雇用していただいております。この支援員の2名というところですけども、通称愛土館ですね、小本地域資源利活用施設の運営支援員ということでそもそも設置を委託しているという内容でございまして、

指定管理料による部分と支援員による部分のトータルでこの施設の管理をしていただいているという部分になります。その復興支援員の部分が2名、そしてそのほかの指定管理部分で……少々お待ちください。常勤の部分としては、そのほかに3名、それから食堂営業の部分、毎日ではございませんけれども、食堂営業の部分で2名、そのほかにイベント時ということになりますと小本浜漁協の職員であるとか、漁協女性部の方々も入ってきているという状況で、トータルで運営をしているということになります。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） そうしますと、この支援員の分が今回こっちのほうに2名分行きますよと、同じ額ですよと、大体。それで、そのほかに今まで運営に携わっていた方が3人、食堂含めて2人とか、もう一人とか、あとは漁協含めて行っているということで、これは今から8年度以降、今後の指定管理の中の体制としては増えていくのですね、違いますか。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 今現在も愛土館の運営に対しては復興支援員と指定管理で雇用している人の人数がありますがけれども、令和8年度も同じ人数の体制で今継続して運営をしようとしているところでございます。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英員。

○委員（畠山和英君） すみません、長くなって。そうしますと、国の復興支援員のお金が来たのがもう来なくなるから、町で単独で出しますと、そういうことですか。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 復興支援員の人たち2人と愛土館の指定管理の人たち含めて、やはり愛土館の運営には必要な人たちでございまして、今回復興支援員のお金がなくなって、指定管理制度一本になりますので、その分2人分は増えた形で委託料になりますけれども、その方たちがいなければ愛土館の運営は成り立っていかないという人員の確保という形で今回お願いするものでございます。

○委員長（千葉泰彦君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 関連でお伺いいたします。

あの地域は、当時大変な災害に遭って、そして被災された方々が非常に大変な思いをして、これからも大変だろうということで、時の町長が何でも被災された方々の集まりを持ちながら復興について希望を持てるようなと、そしてまた併せて長年岩泉町にも小本に浜がありながら、地元の鮮魚がなかなか口に入らないということで、ひとつ小本で捕れた魚を地元の皆さんに供給するというようなことで始まったかのように私は受け止めておるのですが、そこであの施設はふだん通ればほとんど閑古鳥が鳴いたような、特にも駐車場が広いためだか、あまり人も見られない。その中で、どのぐらいのあの地域の周辺の方々が利用されているのか、そしてまた町民の期待どおりに地元で捕れた魚が少なくとも山口商店よりは並んでいるかと思っただけで、なかなか行った町民にすれば、さっぱり魚がなかったという話を聞くのですが、そこら辺の盛り上がりというか、あそこの利活用はどのように町として捉えているのかお伺いします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 総体的な部分は私から話をさせていただいて、地域の中でどのぐらい利活用されているかと、ほかの外部の部分にどのぐらい利用があるかというのは、畠山室長から説明させていただきます。

委員がおっしゃるとおり、行く時間帯によっては、本当に閑古鳥が鳴いているような形で、車が止まっていないような状況に見えます。ただ、インスタグラムとかツイッター等々のSNSで発信を最近してもらっているのです、お魚が入荷した際には。そういったのを見ると、やはり季節によってはどうしても捕れない時期というのはありますし、日によっては捕れない時期もあるのですけれども、入荷する際は地元の漁師さんからきちんと仕入れをして、その部分には小本浜産としてきちんと外部に発信できるようなお魚が並んでいる部分であると認識してございます。

外部発信しておりますので、外部からもやはり魚を仕入れに来ていただいている部分もありますし、若干安値という部分もあって、結構お客さんが来て、買い取っていつているという話は聞いております。今後その安い価格が本当にいいのかどうかというのは、ちょっとこれから改めて検証する必要があるかと思っておりますけれども、まだこれから令和8年度へ向けて新たな事業が始まっていくわけですが、そういった中で小本浜産と呼べる海産物というのは愛土館でしか発信できませんので、そこは岩泉町の小本浜という一

つの名前を売っていく施設として重要な部分であると思いますので、小本の漁業の振興のシンボルとして、これから我々も応援していきたいと思います。

後段については畠山室長から。

○委員長（千葉泰彦君） 畠山進林業水産室長、どうぞ。

○林業水産室長（畠山 進君） それでは、数字的な部分に関しましては私からお答えさせていただきます。

愛土館の営業については、年間大体300日ちょっと超えたぐらいの日数が営業日となっております。そのうち来客者というところでの捉えというのはちょっとなかなか難しい部分がありまして、人数の捉え方としては、レジを通した延べ人数ということで把握しております。したがって、1人がレジを通しましても、家族連れで来ている場合には3人、4人という場合もあるかと思うのですけれども、レジを通った会計者数ということで申し上げますと、今年度2月末の時点で1万1,000人を既に超えております。そして、売上げの部分でいきますと、これも2月末時点にはなりますけれども、愛土館の営業努力によりまして、既に昨年度の売上げと同等といいますか、若干超えるぐらいの売上げを確保しております。この要因としましては、水揚げがなかなか少ない状況で、鮮魚、加工品の販売というのは苦戦している部分ではございますけれども、非常に好評であります食堂の営業ですね、こちらに力を入れたことによりまして、これも2月末時点でございますけれども、前年度と比較しまして125%の売上げということで、かなり伸びております。こういった形で、食堂営業は手間のかかる部分ではございますけれども、人気の部分に力を入れて、その分を付加価値としまして、町外からのお客様を呼び込んでいるという状況になります。

それ以外の部分でいきますと、店舗の販売の部分というのは前年度並み程度、それから外販とか、そういった部分に関しては前年度よりも下回っているという状況でございますが、先ほど申し上げたとおり、2月末時点でトータルで前年を上回る売上げを確保できているという状況でございます。

地元産のものを地元で手頃な価格で購入できるという部分もそうなのですが、今は付加価値をつけて、外に高く売っているというところに取り組んでおりまして、畜養のウニに関してはふるさと納税に掲載したりですとか、あとは宮古の市場に出荷して、ある

程度高値で売れたりとか、あとは町外のすし店がそういったものを購入して行って、そこで料理として出しているというような実績であるとか、そういった形で新たなといいますか、常に新たな展開を進めていると、そういう状況でございます。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 今ここ利用料金制でありますけれども、そうしますと売上げはこの収入でどの程度になっているかお答えください。

○委員長（千葉泰彦君） 畠山進林業水産室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

利用料金での収入というのはゼロでございます。利用料金を徴した利用部分という部分がございますでしたので、ゼロということになります。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 私ちょっと理解できないのですけれども、つまり利用料金制でやっていますと。そして、売ったのはそっちのほうにやっている方に入りますと。でありますので、これはそして魚なんか売っているのは収入として売った額が出るべきですね。ゼロはちょっと理解できないです。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山林業水産室長。

○委員長（千葉泰彦君） 畠山進林業水産室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

利用料金として設定している部分としての収入というのはゼロでございます、私の答弁の部分がちょっと違っていたかもしれませんが、売上げとしましては令和6年度の実績で2,450万円弱という売上げがございます。これに指定管理料や復興支援員の設置委託料等を含めまして、経費が発生するわけでございますけれども、漁協さんで指定管理、復興支援員の部分以外にも雇用の部分であるとか、人件費のところ、それからいろんな経費負担のところの部分もございますので、それらを全てトータルすると現状まだ利益が出ていない赤字の状況ということになっております。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 7番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 今の質疑を聞いていて、例えば復興支援員の国から降りてこなくなった。なので、2人分を増額して指定管理料に乗せているということですが、運営するためにその2人が必要だということは分かりますけれども、例えば営業努力等によって、愛土館が売上げがよくなって黒字化した、あるいはその利益が出たというふうになった場合には、今5年間ですけれども、そういうふうな状況になったときにはその2人分の復興支援員の分は例えば減額するとか、そういった考えはあるのでしょうか。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 赤字でなくなった場合には、皆さん企業努力をこれから当然してもらって、運営的に努力して、プラスにしていくというのは当たり前の話で、その分町で支援していなくてもいいのであれば、それは当然減額させていただくというふうな形になっていくと思います。

あと、先ほどの利用料金制度の関係で、ゼロというお話をさせていただきましたが、利用料金制度を徴収する施設というのが産業体験学習施設というところの施設を利用した場合に利用料金が発生するということでございますので、その利用が今回なかったので、ゼロという形でご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 7番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） ありがとうございます。そうすると、先ほどもおっしゃったとおり、食堂はすごい人気だと私も思います。町内のお客さんのみならず、見たことのないほかからのお客さんもいっぱい来ているなというふうな感覚でいますので、あれ土日だけですものね、営業が。例えば曜日を限定して、平日の例えば何曜日営業しますとか、そういったことももし可能であれば、やれば、平日のお客さんも取り込めるのかなというふうに思います。状況的にやれるかやれないか、私もちょっと分かりませんが、そういった努力も必要なのかなと。せっかく人気のある海鮮丼とか、ラーメンとか、そういったものをもっと休日だけでなく食べられるような施設になれば、さらに魅力が増すのではないかなと思いますので、ぜひ頑張っていただきたいなと要望して終わります。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第30号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで席替えを行います。

◎議案第31号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に
関し議決を求めることについて

○委員長（千葉泰彦君） 議案第31号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定
に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重危機管理課長、どうぞ。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） それでは、議案第31号 岩泉町小成津波防災
センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

まず、管理を行わせる施設は岩泉町小成津波防災センターとなります。

指定管理者は小成自治会。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

なお、指定管理者の選定に当たりましては、非公募としまして、現指定管理者であり、
そしてまた施設の所在する地元自治会を選定したものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉泰彦君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから議案第31号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第31号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えを行います。

◎議案第32号 岩泉町B＆G海洋センター、岩泉球場、岩泉レクリエーション公園及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（千葉泰彦君） 議案第32号 岩泉町B＆G海洋センター、岩泉球場、岩泉レクリエーション公園及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

小野寺一徳教育次長、どうぞ。

○教育次長（小野寺一徳君） それでは、議案第32号 岩泉町B＆G海洋センター、岩泉球場、岩泉レクリエーション公園及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

議案を御覧いただきたいと思います。まず、管理を行わせる施設は、岩泉町B＆G海洋センター、岩泉球場、岩泉レクリエーション公園、岩泉町屋内多目的運動場となり、4施設を1事業として指定管理するものとなります。

指定管理者は、一般社団法人岩泉町スポーツ協会。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

なお、指定管理者の選定に当たりまして、町内の事業者に限定した公募を行ったところ、応募者は1団体のみでございました。当該団体は、スポーツ振興事業も受託し、スポーツ教室なども行っている団体であり、当該施設の機能発揮を最大限期待できますことから選定をしたものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これから議案第32号について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 7年度までの金額に関しては、NPOと合算だったのだろうから、ただ分離しただけなのであんまり参考にならないと思うので、ここはいいのですけども、この8年度以降について今までと人数とか勤務する方の数とか、それから事業内容、新たにこんなこともやりますよというのがもしあったらお知らせください。

○教育次長（小野寺一徳君） 今村篤総括室長。

○委員長（千葉泰彦君） 今村篤総括室長、どうぞ。

○教育委員会事務局総括室長（今村 篤君） お答えいたします。

ご質問のありました人員体制についてからまずお話ししたいと思います。令和7年度から令和8年度にかけてNPOで受託していたものから、スポーツ協会さんに替わることで大きな人員体制の変化はないものと認識しております。こちらについては、スポーツ協会さんとも連絡を取り合いながら適切な管理体制を確保できるものと認識しているところでございます。

また、体制が新たになることから、先ほど説明がありましたとおり、推進スポーツ振興事業とのスムーズなやり取りも今後より一層期待されるということで、現時点で具体的な新たな取組というのはまだお示しできるものはございませんけれども、今後そういったところも十分期待できるのかなというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第32号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第33号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（千葉泰彦君） 議案第33号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

小野寺一徳教育次長、どうぞ。

○教育次長（小野寺一徳君） それでは、議案第33号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

議案を御覧ください。まず、管理を行わせる施設は、岩泉町民会館、岩泉町立図書館となりますが、2施設を1事業として指定管理するものとなっております。

指定管理者は、特定非営利活動法人岩泉地域活動推進センター。

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まででございます。

なお、指定管理者の選定に当たりましては、平成18年度以降20年間における安定した事業実績から、当該施設の機能発揮を最大限期待できることにより選定したものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（千葉泰彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第33号について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、小松ひとみ委員。

○委員（小松ひとみ君） お聞きします。ぱあとなあですね、仕事内容として岩泉球場等の体育施設の仕事がこのスポーツ協会に移るというのを聞きました。そういう中で、金額はそう変わりがないのですが、大きい8年度からの内容として何かあるのでしょうか、この金額。

○教育次長（小野寺一徳君） 今村篤総括室長。

○委員長（千葉泰彦君） 今村篤総括室長、どうぞ。

○教育委員会事務局総括室長（今村 篤君） お答えいたします。

委員おっしゃったとおり、今まではNPOぱあとなあさんに社会体育施設と社会体育教育施設と一括して指定管理を請け負っていただいていたのですけれども、このたびそこが分離するという形になりましたが、それぞれ社会教育施設、社会体育施設、それぞれで指定管理の契約自体は行ってきておりましたので、ここでお示ししている一覧表での7期と6期の比較については特段大きな変化としては見られないかとは思いますが、ということですので、指定管理としてお願いする内容についても大きく変わるものではないと思います。そのままNPOぱあとなあさんに引き続き実施していただくという内容で考えております。

以上でございます。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第33号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

換気のため、午後3時ちょうどまで休憩します。

休憩（午後 2時50分）

再開（午後 3時00分）

○委員長（千葉泰彦君） 休憩前に引き続き条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

◎議案第11号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）

○委員長（千葉泰彦君） これより審査に戻ります。

議案第11号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） それでは、議案第11号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに各事業の執行の精査を行いまして、所要の整理を行ってございます。

それでは、歳出から主なものをご説明申し上げます。29ページを御覧願います。29ページ、2款1項3目財政管理費、24節、公共施設等整備基金積立金2億6,260万円を追加しております。当該基金につきましては、平成28年の台風災害以降10億円を超える額の取崩しを行ってきたところでありますが、今後におきましても公共施設の整備や改修が計画されておりますので、その財政負担に備えるための基金への積み増しを行うものでございます。

続きまして、33ページを御覧願います。33ページ、同じく11目ふるさと納税推進費、7節報償費、12節委託料で合計763万3,000円を追加しております。これは、今年度のふるさと納税額が3億3,300万円の見込みとなったことから、それに対応する各経費の追加をお願いするものでございます。

次に、50ページを御覧願います。50ページ、5款1項3目農業振興費、18節の一番下になりますが、農地中間管理事業協力金2,665万円を皆減しております。これは、用地所有者の移転登記が予定どおり進まなかったことから取下げするものでございます。

続きまして、55ページを御覧願います。55ページ、6款1項3目地場産業振興費、18節

の地域経済循環創造事業交付金2,815万円を減額しております。これも当初予定しておりました交付金対象事業者2社のうち、1社の事業が予定どおり進まなかったことから減額するものでございます。

次に、60ページを御覧願います。60ページ、8款1項3目消防施設費、17節、小型動力ポンプ付消防ポンプ自動車購入3,199万9,000円を皆減しております。これは、さきにご説明申し上げていたとおり、当初令和7年度購入事業としていたものが現在の物品調達が困難な状況により、翌年度までの債務負担行為事業として切り替え、支払いが翌年度に回ったことにより本年度予算を皆減するものでございます。

続きまして、69ページを御覧願います。69ページ、10款1項1目その他公共施設災害復旧費、14節、携帯電話用伝送路災害復旧移架工事で600万円の皆減、地域情報通信基盤用伝送路災害復旧移架工事で411万1,000円を減額しております。これは、県の河川改修事業の実績確定によるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。14ページにお戻り願います。それでは、歳入、14ページ、10款1項1目地方交付税で、普通交付税1億4,275万5,000円を増額計上しております。これは、国の総合経済対策による補正予算に伴いまして、普通交付税の再算定が行われ、追加交付となったものでございます。

次に、21ページを御覧願います。21ページ、17款1項3目ふるさと納税で3,300万円を増額計上しております。これは、今年度のふるさと納税が3億3,300万円の見込みとなるためでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、繰越明許費補正、債務負担行為補正及び地方債補正をご説明いたします。7ページにお戻り願います。7ページ、第2表、繰越明許費補正でございます。今回の繰越明許費につきましては、計7事業、総額9,612万円の繰越しをお願いするものであります。

次のページ、8ページを御覧願います。第3表、債務負担行為補正でございます。今回の債務負担行為補正につきましては、地域新電力会社設立支援事業で1件、日本短角種肥育素牛預託利子補給補助金で1件、先ほどご説明いたしました公の施設の指定管理

料で6件、計8件に係る債務負担行為の補正としまして追加をお願いするものでございます。

最後に、10ページを御覧願います。10ページ、第4表、地方債補正であります。4つの起債の種別につきまして補正を行いまして、補正後の限度額の総額を12億1,570万円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉泰彦君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から項ごとに、その後歳入を款ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から項ごとに、その後歳入を款ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。26ページをお開きください。1款1項議会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

2款1項総務管理費、質疑はありませんか。こちらは、26ページから33ページまでです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

ここで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 12月末現在で営業外利益が6,800万円、前年度は一千二、三百万円だったと思うのですが、この6,800万円がどういう内容なのか、分からなかったら後で結構ですが、どうでしょうか。

時間かかるようであれば、後で結構でございますので。ただ、6,800万円となると、新たに同じもので、内容がですね、新たに科目を設けて売上げという形にもなるのではな

いかなと思ったので、聞いた次第でございます。

次、もう一つの質問は、ホールディングスさんで事業部制をしいていると思うのですが、そこはどうでしょうか。事業部制というか、部門制ですね。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木章政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） 委員おっしゃるとおり、部門制をしいております。製造部門、営業部門というような形でしいております。

○委員長（千葉泰彦君） 12番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） そうすると、総務省では三セクについては、できたら部門別に分けてあるのであれば部門別の損益も提示して議会に出したほうがいいよというようなことを書いています。やはり我々知りたいのは、トータルではそうなのだけれども、部門ごとに見ていったらどうなのか、これが一番知りたいところでございますので、ぜひこれを議会に提出していただければありがたいなと思っておりますし、それから総務省で言っているところが第三セクターの経営状況の確認シートというのがあるらしいのです。これについてもどういう形でやっているかというところを、ぜひ総務省のそれを検索してもらって、議会にその状況を提出してもらえれば、今後の我々もいろいろな意見が多分出てくると思うので、提出をお願いしたいと。お願いでございます。いかがでしょうか。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木章政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） 先ほど私が答弁した部門というのは、組織の部門をお話したのですけれども、多分三田地委員がおっしゃるのは、例えば乳業部門、それから道の駅、昔の産業開発部門と分けてというところだと思います。

そうですね、可能かと思しますので、これはホールディングス株式会社と相談して、ご提示できるようであれば後ほど提示させていただきたいと思えます。

○委員長（千葉泰彦君） 12番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 提示できるようであればなくて、地方自治法ではきちんとそれは要求すれば出さなければいけないというふうになっていますから、そこは、であればとかということではなくて、ぜひ議会に対して提出していただければありがたいなと思えます。

○委員長（千葉泰彦君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） ホールディングスね、せっかくの機会ですから、たしかホールディングスは営業の出店といたしますか、沖縄だったか、あるいは盛岡とか、あと北海道にも聞いた、それぞれの状況はどのように推移しているのか、概況についてお伺いします。

○政策推進課長（佐々木 章君） 三上薫総括室長。

○政策推進課総括室長（三上 薫君） お答えいたします。

岩泉ホールディングスではフランチャイズ店として宮古島、そして北海道のほうと令和7年度に2店舗展開いたしました。状況としてお伺いしましたところは、まず宮古島につきましては、観光客のオンシーズンでありました夏、秋まで順調に推移しております、現在は店舗のほうの引っ越しをフランチャイズのその事業者さんのほうで控えていらっしゃるということで、現在は一時休業で、引っ越し先が個人店舗からショッピングセンター的なものへ引っ越しして、また営業再開をする予定と伺っておりました。もう一店舗、北海道旭川のほうは駅前のやっぱりショッピングビルということで好調に進んでいるとお伺いしております。若い方々が訪れる場所ということ、あとは北海道という地域柄インバウンドも見込んでいるということで伺っております。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） モナカの内容が漏れているので、追加をお願いします。

○政策推進課総括室長（三上 薫君） 失礼いたしました。盛岡モナカ店でございますが、こちらにつきましては昨年度はモナカのビル自体がやはり初年度ということで、お客様の入り込みも少し通常年度よりブーストがかかっているといえますか、よかったこともあり、今年度についてはモナカの入り込み客数も若干減少傾向ということで、岩泉の店舗についても昨年度と単純比較はできないものの、若干落ち込みは見られるということでございます。こちら夏頃まではやはり順調に推移しておりましたものが秋頃から落ち込みが見え始めたということで、メニューの改善や店舗の営業時間等見直しを図って、その結果業績も向上、上向きにあるということでございます。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

これで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況についての質疑を終わります。

2 項徴税費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

3 項戸籍住民基本台帳費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

4 項選挙費、34ページから38ページまでです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

5 項統計調査費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

6 項監査委員費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

席替えをお願いします。

3 款 1 項社会福祉費に入ります。40ページから42ページとなります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

2 項児童福祉費、質疑はありませんか。43ページから45ページまでの内容です。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

4 款 1 項保健衛生総務費、1 目から 7 目まであります。ページ数45から48ページの内

容となります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

2 項清掃費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

◎散会の宣告

○委員長（千葉泰彦君） 本日はこれにて散会します。

明日 3 月 10 日は午前 10 時から再開しますので、定刻までに参集願います。

（午後 3 時 21 分）

令和 8 年第 1 回岩泉町議会定例会条例補正予算等審査特別委員会記録（第 2 号）						
招 集 年 月 日	令 和 8 年 2 月 1 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令 和 8 年 3 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 8 年 3 月 1 0 日 午後 2 時 0 5 分				
出席及び欠席委員 出席 1 2 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	大 山 幸 真	○	8	畠 山 和 英	○
	2	襲 地 照 夫	○	9	林 崎 寛次郎	○
	3	菊 池 孝 広	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	4	千 葉 泰 彦	○	1 1	三田地 泰 正	○
	5	佐 藤 安 美	○	1 2	三田地 久 志	○
	6	小 松 ひとみ	○			
	7	畠 山 昌 典	○			

正副委員長氏名	委 員 長	千 葉 泰 彦	副 委 員 長	三田地 泰 正
委員会に出席した事務職員	事 務 局 長	中川原 克 彦	局 長 補 佐	石 黒 保 幸
	主 任	川 崎 久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	佐々木 真	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	裊 岩 千 裕	総務課長兼 危機管理課長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 章	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 訓 一
	町 民 課 総 括 室 長	戸 来 阿紀子	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流 課 長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	佐々木 規 雄	教 育 次 長	小野寺 一 徳
	そ の 他 の 関 係 職 員			
委 員 会 日 程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 8 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 条 例 補 正 予 算 等 審 査 特 別 委 員 会

委 員 会 日 程 (第 2 号)

令和 8 年 3 月 1 0 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

1. 開 議

2. 付議事件

- (1) 議案第11号 令和 7 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 8 号)
- (2) 議案第12号 令和 7 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- (3) 議案第13号 令和 7 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- (4) 議案第14号 令和 7 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- (5) 議案第15号 令和 7 年度岩泉町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

3. 閉 会

◎開議の宣告

○委員長（千葉泰彦君） 条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

審査に先立ちまして申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いします。

（午前10時00分）

◎政策推進課長の発言

○委員長（千葉泰彦君） ここで審査に入る前に政策推進課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

佐々木章政策推進課長。どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） おはようございます。昨日の審査におきまして、12番、三田地委員からのご質問につきまして、答弁保留していた点につきまして答弁をさせていただきます。

岩泉ホールディングス株式会社の損益計算書3ページになります。このうち営業外利益6,812万円ほどの増額の理由につきましては、このうち5,720万円が龍泉洞の水加工場施設等整備事業補助金が含まれており、例年の金額より増額しているものであります。即日答弁できませんで、大変申し訳ございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（千葉泰彦君） 12番委員、よろしいですか。

○委員（三田地久志君） はい。

◎議案第11号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）

○委員長（千葉泰彦君） これより審査に入ります。議案第11号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）の49ページをお開きください。

5款1項農業費、質疑はありませんか。

3番、菊池孝広委員。

○委員（菊池孝広君） 3目の農業振興費のところでお伺いしたいのですが、18節、農作物被害防止対策事業補助金の260万円ほどが減となっております。これの減となった内容についてお伺いいたします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山主任。

○委員長（千葉泰彦君） 畠山雄平主任。

○農業振興室主任（畠山雄平君） お答えいたします。

農作物被害防止対策事業補助金の減額の中身でございますけれども、令和7年度分から制度を改正いたしまして、機能向上として以前導入した電気牧柵の本機の部分を、7年以上経過し、機能が低下しているものの分については本機の2分の1を補助するというものを制度改正で追加してございました。その分予算を当初予算で240万円ほど見込んでいたわけですが、令和7年度現在の実績見込みのところでは、こちらの電気牧柵の本機の2分の1の補助の分につきましては2機のための申込みとなっておりまして、その部分が大きく当初の想定よりも減ったというところでございます。

○委員長（千葉泰彦君） 3番、菊池孝広委員。

○委員（菊池孝広君） その電気牧柵の関係でございますけれども、これは以前にもお伺いしたところですが、収益を見込んで営業をされている方に対して電気牧柵を支援するというふうにお聞きしたところでございますが、一般的な方、収益を見込まない自家消費野菜とか、畑とかというような部分に対しての電気牧柵についてのその補助というものは考えられないかどうかお伺いします。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山主任。

○委員長（千葉泰彦君） 畠山雄平主任。

○農業振興室主任（畠山雄平君） 現時点では農業振興の一環ですね、農作物を守ると、業としてなりわいにしている方の作物を守ることでの事業を行ってまいりましたので、現時点では自家消費の部分の野菜については対象外とさせていただいております。

○委員長（千葉泰彦君） 3番、菊池孝広委員。

○委員（菊池孝広君） 自家消費野菜とか、そういったのを作られておられる方も非常に被害を受けておられるという部分があると思います。営農される方のところは電気牧柵を補助を受けて設置すると、そうするとそこからは被害がなくなる。その分が設置して

いないところに移動してしまっているというような部分もあるかと思いますが、そういった部分についての今後の対策といたしますか、方向性といたしますか、もしご検討いただくことがあるかどうかお伺いします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 委員がおっしゃることも我々も十分承知しているところでございます。専作として営んでいる人でも、自家野菜として野菜を作っている方たちも、同じように農作物被害を受けているのはそのとおりかと思っております。ただ、町の考えといたしましては、それをなりわいとしてやっている方たちに対する支援、そういうのは農業振興を行う上では当然必要な部分になってくると思いますし、自家野菜につきましては、やはりそれは自分のところで取った野菜を自分で消費するという形でございますので、なりわいは別にあって、そこに対しての自家野菜という形になってくると思いますので、そこはやはり自己防衛という形をお願いできればなと思ってございます。

今後いろんな形で農作物被害だったり、鳥獣害の被害というのはなくなる部分で、町として大きく考えていかなければならない部分ではあるかと思いますが、現時点では我々とすればそういう考えの下で被害対策は練っているところでございます。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 5 番、佐藤安美委員。

○委員（佐藤安美君） 関連でございますけれども、先ほどの答弁で前に事業を使っていて、電圧が弱くなった方に対して 2 機の申込みがあつてという答弁でしたけれども、その周知はどのようになされたのかお伺いいたします。周知をしていながらも 2 件の申込みだったのか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 畠山主任。

○委員長（千葉泰彦君） 畠山雄平主任。

○農業振興室主任（畠山雄平君） 今回の制度改正の部分につきましては、例年この事業につきましては広報で周知させていただいておりまして、申込先については J A ということで、事業実施主体での申込みの取りまとめという形で行ってございます。つきましては、周知につきましては広報に載せて制度改正として広報したところでございます。

○委員長（千葉泰彦君） 6 番、小松ひとみ委員。

○委員（小松ひとみ君） 1 目の農業委員会、この農業委員の活動と構成員についてお聞きします。教えてください。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 坂下主任主査。

○委員長（千葉泰彦君） 坂下実穂子主任主査。

○農業委員会事務局主任主査（坂下実穂子君） お答えいたします。

農業委員会の活動ですが、農地の保全管理、遊休農地の解消、農地の集積等、また農業者の相談対応等を業務として行っております。

構成員ですが、認定農業者や中立委員などを委員としております。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 6 番、小松ひとみ委員。

○委員（小松ひとみ君） こういう報酬というか、ちゃんとあるのですから、若い世代とか女性たちをもっと増やしてほしいのですけれども、今の状態はどのような感じですか。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 坂下主任主査。

○委員長（千葉泰彦君） 坂下実穂子主任主査。

○農業委員会事務局主任主査（坂下実穂子君） お答えいたします。

女性農業委員ですが、現在は委員の構成に対して29%となっております。次回改選に向けまして、女性農業委員の選任にも力を入れたいと思います。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 6 番、小松ひとみ委員。

○委員（小松ひとみ君） 農産物を加工して、次の仕組みに、ほかにつなげるというものとても必要だと思うので、ぜひともそういう2割、3割ではなくて半分を目指してもいいと思いますので、あと若い世代、どうぞよろしくお願いします。

○委員長（千葉泰彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 5 款 1 項の審査が終了し、2 項林業費に入る前に、ここで一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

2項林業費に入ります。1目から7目まであります。ページが51ページから54ページまでです。質疑はありませんか。

10番、合砂丈司委員。

○委員（合砂丈司君） 5目の14節林道八戸・川内線道路改修工事、これ皆減が多額ですが、これ場所はどこですか。

○委員長（千葉泰彦君） 吉田純也地域整備室長。

○地域整備室長（吉田純也君） お答えいたします。

林道八戸・川内線の坂本工区になりまして、こちら長年の地下水によりまして道路が片側が崩落をして片側交互通行になっていた箇所になります。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 10番、合砂丈司委員。

○委員（合砂丈司君） たしか工事が随分2,400万円も皆減になったのは、工事はまだ終わっていないのかどうか。

○委員長（千葉泰彦君） 吉田純也地域整備室長。

○地域整備室長（吉田純也君） お答えします。

工事のほうは昨年末には完成をしておりましたが、当初崩落した土の締め固めが満足にできないというような最悪の条件で積算をして予算取りをしておりました。現地に入ってみて土質調査等を行ったところ、崩落した土が使えるということが分かりましたので、これが約600立米ほど購入土にしなければならないと思っていたものが現地の流用土を使えると、土を使えるということで、そうすると現場で出た残土を、周りが国有林で大分遠くまで運搬したり、処分したりというのがなくなったのと、あとは購入土のお金が減ったということで、今回このような形で大幅な減額となったものでございます。

○委員長（千葉泰彦君） 10番、合砂丈司委員。

○委員（合砂丈司君） 現地を見ますと、多分これ多額の金額かかるのではないかなと、下からブロック積んでこなければこれは無理かなと思っていたのですが、ブロックは積まないで土だけで、土を固めて終わったのですか。

○委員長（千葉泰彦君） 吉田純也地域整備室長。

○地域整備室長（吉田純也君）　こちらは、補強土壁というものになりまして、ポット型のものに、前面に擁壁みたいな感じでついているのですけれども、それは土の自重で押さえて前面を持たせるような擁壁になっておりまして、こちらが結構のり面の高さが高いときに、それこそ高規格の道路ですとか、のり面がぎゅっと高いときに使われる工法になってございます。

○委員長（千葉泰彦君）　10番、合砂丈司委員。

○委員（合砂丈司君）　あそこは大雨が降るとすごく道路を流れて、たしかあそこはカーブで地域振興協議会でも何回か視察に行っているところなのですが、下からブロック積まないと、なかなかこれは大変ではないかなと思って見ていたのですが、金額も安く終わったということは、これからどうなのだろうと考えますが、将来また崩れると、また改修しなければならないと思うのですが、その辺についてはどう思いますか。

○委員長（千葉泰彦君）　日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉　理君）　あそのところについては、いわゆる五分で積む擁壁ではなくて、直立型の擁壁のようなものを積んでありますので、ブロックに相当するぐらいの強度が発生するような構造物で構築しております。それで、さらに上流側も舗装になっておりますので、雨がそのまま舗装を流れてくると、現在その擁壁を施工したところに水が来るとということが十分考えられますので、上流側に横断側溝も設置しまして、その崩落した箇所には水が極力来ないような対策というふうなものも講じておりますので、以前に比べればそういった崩落の部分に関しては大分解消しているのではないかなというふうに考えております。

○委員長（千葉泰彦君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君）　質疑なしと認めます。

3 項水産費、質疑はありませんか。

11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君）　水産振興についてお伺いしますが、ご案内のように豪雨災害によりまして、長年この小本川水系が何年も濁った状態で毎年放流しているのですが、案の定やっぱり魚の影が見えないというか、育たないような状況が続いたわけで、ようや

く工事も終わって、今見れば川の状態も清流化して、まさにこれから魚を放流しても魚も生き生きと、それこそ成長するような状況になったかなと思っているのですが、そこで今年は仕方がないのですが、8年度に向けて、せっかく川も元に戻ったので、前から話がある、いわゆる小本川水系の元の魚族の姿を見たいというような思いでいるのですが、今まで放流している魚種のほかにもカジカとか、ウナギとか、そういうのをぜひ新しい8年度は量を増やして放流してもらいたい、そういう思いがするのですが、これからの放流についてのご見解をお伺いします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木忠明農林水産課長。どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 委員のご質問のありました魚種のいろいろな多様な放流についてですけれども、毎年漁協さんにはそこでの魚族の増殖のために補助してきております。令和7年度から、それに加えて新たに資源の回復が図られるまで最高3年間の別途補助金を交付して回復に努めてもらっているところでございます。その補助金については、どんな魚種というか、それは漁協さんにお任せしておりますので、そこでの魚類のいろんな多様な繁殖のほうをしていただければいいのかなというふうに考えてございます。

○委員長（千葉泰彦君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 金も出す、そして口は出さないで、漁協さ。そうでなく、やっぱり議会の声が、魚族の数を増やしてけろという声があるわけだ。しかも、発注する、お願いするのは岩泉町ですよ。委託するときに、ぜひカジカとか、ウナギとか、これだけの魚種を頭に入れながら放流するように考えてくれというような、やっぱり意見というか、発言もしてもらいたいのですよ。改めて答弁お願いします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 我々は小本川漁協さん、あとは小本河川漁協さんで、安家は6年度で完了しているわけですが、皆様のご要望にお応えした形で補助金として交付させてもらっています。委託料ではなくて、その漁協さんの事業計画に基づいた形で補助金として交付しておりますので、我々も漁協さんからはいろんな魚種を増やしたいですよという話は伺ってございますが、実際実施するのは補助金を交付されている団体でございますので、そちらの自主性、あとは河川の経営という形の部分での対

応になかなか口を出すのは難しい部分ではありますが、議会からそういうふうな御要望があったという形では漁協さんにはお伝えしながら、来年度も補助の予算を計上させてもらっていますので、その際にはお話はさせていただきたいなというふうに考えてございます。

○委員長（千葉泰彦君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 我々も承知しているのですよ、過去何年間も、それこそ漁協に対して放流は義務的なのだか、それこそ約束事なのだか分からないけれども、放流するということで、それで続けられていると。

ところが、やっぱりあの災害の状況を見て、あれだけの濁った水が毎日流れている中で、幾ら放してやったって、魚が成長するような川ではないのですよ。ですから、今度せつかく河川改修も終わって、きれいな水質になったと。これから8年、来年に向けて、新たに、今までの放流は残念ながら、増殖につながらなかった。これは、皆さんがご承知のとおりです。これから放流すれば、必ずあのきれいな水で元のような、いわゆる魚族の数が増える、そういう期待感を川沿いの住民の方は本当に今までも川の恵みというか、魚の恵みで恩恵を受けた方もいるのです。そういう方がこのままでは駄目だと、やっぱり今まで以上にこのきれいな水に対して8年度以降思い切った放流をしてもらいたいというのが皆さんの声なる声というか、願いですよ。

そこら辺も踏まえながら、ひとつ思い切った魚族の数を増やす、それから量も増やすと、ここら辺を8年度からぜひやってもらいたい。何であれば、課長がゆるくないのであれば、三役、答弁を。私の考えについて、答弁をひとつ、課長からでもいい、意思表示をお願いします、改めて。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木忠明農林水産課長。どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 私の答弁がちょっと不明瞭な部分があったかと思います。今までもずっと河川が工事中も漁協さんには、魚の増殖について義務があるものですから、漁業協同組合として成立するために。ですので、河川が工事中であってもずっと放流は続けておりました。令和7年度から放流事業に加えて、新たにいろんな魚族だったり、そういった資源の回復のために3年間の期限をつけた形で新たな補助金を交付させてもらっています。その新たな補助金については、どんな魚種であっても我々は問

わないという形をお願いをして補助金として交付しているので、今増殖部分と新たな資源の回復部分と2本立てで令和7年度から補助金は交付させてもらっています。そちらの資源回復の部分については、いろんな過去にいた魚類だったり、そういったものの回復にも使える部分でございますので、そういった部分での回復に努めていただきたいと考えてございますし、議会の皆さんからもそういったご意見があるということで、そういった回復をお願いしていきたいというふうに考えてございますので、どうぞご理解いただければと思います。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） ここで席替えを行います。

6款1項商工費に入ります。質疑はありませんか。

3番、菊池孝広委員。

○委員（菊池孝広君） 3目の地場産業振興費のところでお伺いしたいのですが、18節、地域経済循環創造事業交付金でございますが、2,800万円ほどの減となっておりますが、減になったその理由、内容をお聞かせください。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木章政策推進課長。どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） お答えいたします。

このマイナス2,800万円ほどの内訳ですが、町内の事業者が通称でローカル10,000プロジェクトという事業に応募といいますか、申し込みたいということで町にお話があり、順次進めていたのですけれども、中身は地域商品を付加価値をつけるための施設をということでご提案あったのですけれども、春になりましてから物価高騰、それから人手不足といった理由から事業実施できないということになりまして、今回の減額につながったものでございます。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 今の件でありますけれども、このローカル10,000プロジェクトで、そうしますと通計で1,500万円残っていますので、これは1件はやっているわけですね。そして、これはどの事業かお答えください。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木章政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） お見込みのとおりでございます、この1,500万円はもう既に執行しております。内容につきましては、ジビエ肉の処理加工施設の分でございます。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） このローカル10,000プロジェクト、いい事業だったもので、国の事業でして、そしてこれからのまちづくり、起業とか、あるいは新たに事業を始める方にはやっぱりこういうのをどんどんやるように、やる人にかかっているのですけれども、やるように仕向けていかなければいけない、増やしていかなければならない。そして、起業あるいは交流とか、それらをほかからやってやらないと、岩泉町は人口がどんどん減っていく中で、それをやって事業、経済を回していく、活性化していかなければいけないと思います。

ということでした、今後もこれ以外の事業も就農とかあるわけですので、この人数を増やしていきたいと思います。今後の取組についてのお考えをお聞きします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木章政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） 委員お話しのとおり、この事業はとてもよい事業で、町内では初めて使わせていただいて実った事業であります。おっしゃるとおり、この事業を町の皆さんにももう一度広めて、これは国の補助金だけではなくて、金、地域の銀行だったり、金融機関が関わる事業で、その人を応援するというとてもいい内容です。これは継続して事業者の皆様に周知をして、これを町内に導入していくようこれからも努めてまいります。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） ここで言うべき質疑ではないかもしれませんが、やっぱりあとはやったと、あとはフォローアップ、つまり物心面の今後それがうまく動くように見ていかなければならない、どこまでやるかというのはありますけれども、やっぱりそういうのもここは配慮というか、やっていかなければならないのかなと思っております。これはせっかく言いましたので、もしそのお考えありましたら今後のフォローアップ含めての支援についてはどのようにお考えかを伺います。お答えください。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木章政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 章君） お答えいたします。

フォローアップにつきましては、おっしゃるとおりでございます、やはり商売の関係になりますので、私は商工会さんからもフォローアップはいただきたいと思いますし、今回このジビエ処理加工施設が今軌道に乗っていると伺っています。やっぱりこれも町内の町民の方たちが応援しているのですよね、鹿肉を処理するための搬送といえますか、入荷というのは順調に進んでいるということで関係者、そして町民が応援するような仕組みづくりを構築してまいりたいと思っております。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えを行います。

7 款 1 項土木管理費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

2 項道路橋梁費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

5 項住宅費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えを行います。

8 款 1 項消防費、1 目から 5 目まであります。質疑はありませんか。

11 番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） どうもご苦労さんです。常備消防についてお伺いします。

前から話をしているのだと思うのですが、災害からの河川改修で、道路から河川までが頑丈なブロック、コンクリに覆われて、消防車両が水利まで非常に遠く感じるような、そういう状況になったかなと思って、そして消火栓の設置も有事の際を考えて町内にも

増やしてもらいたいというような話もしたのですが、不幸なことに最近町内でも火事があって、それで今消防団の対象を見れば、皆さんがそれぞれ仕事を持ちながら自衛消防に関わってもらっている。時間の関係もあるのですが、サイレンが鳴ってもポンプ車を早急に動かせるような状況がこれからは難しくなってくる、そういう状況を想定する中で伺いますが、やはり地元の消防団が消火に入るまでの時間が相当かかるわけなので、そうなればどうしても常備消防、しかもタンク車の威力というか、活躍が非常に大事だと私は思うのですが、実際岩泉消防署にあるタンク車は1機というふうに伺ったのですが、高額だかと思うのですが、何とかこれから先のことを考えればできれば2台は最低でも持つように私は努力すべきと思うのですが、実際関わってみて、署長のご見解をお伺いします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木規雄消防防災課長。

○消防防災課長（佐々木規雄君） ただいまの消防車両のタンクという件についてお答えさせていただきます。

現在広域消防の岩泉消防署には2トンの水槽を積んだタンク車が1台ございます。あとは、もう一台が消防ポンプ自動車、これは水を積まない消火栓、あと防火水槽、自然水利からくむ車両となっておりまして、広域全体で見ますと、宮古消防署、これが約10トン、あと山田消防署、これ10トンですけれども、そういったものが導入されてございます。以前にそういった話も出た経緯は聞いてございます。やはり河川、水がなかなか少ない、そういった部分も考えて、今後そういった部分、検討してまいりたいと考えてございます。

○委員長（千葉泰彦君） 6番、小松ひとみ委員。

○委員（小松ひとみ君） 先日の三本松での火災ですけれども、7軒に延焼して、出火原因は調査中というまでで、よく私たちに伝わっていないのですけれども、それについてちょっと教えていただければと思います。その内容というか、それからどう進んでいるかを教えてください。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木規雄消防防災課長。

○消防防災課長（佐々木規雄君） まず、先日の火災で罹災された方々に対してお悔やみ申し上げます。また、消防関係者、各議員及び関係者の皆様のご協力あの程度という

表現はよくないですけども、うまく延焼を防止できたのかなと考えてございます。

今委員からご質問があった件に関しましては、これはまだ原因調査中という形でございますので、公表は現在のところはできない形となってございますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） 6番、小松ひとみ委員。

○委員（小松ひとみ君） 今日たまたま朝新聞を読みました。昨年の大分での大火災の検証が載ってまして、やっぱり管理不足の空き家、これが直接の原因で、次のいろいろな災害をもたらすということで、出火原因も不明ということで結論づけたとあります。この消防だけではなくて、空き家対策は本当にこれ大変なことだなと改めて思いましたので、消防だけの問題ではなく、全ての今回の空き家問題。ただ、持ち主が特定できなくて手をつけられないということで、水害の後もそのまま手をつけられないでいるところもありますので、ただこういうことで顕著になってきたら、国でも対策、あと法律に関しても少しずつ変わっていくのかなという思いはあります。まずは、この間のそれ以上の延焼、あとけがをしたり、死傷者もなくてよかったと思います。これからまたお願いします。

○委員長（千葉泰彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

ここで席替えを行います。

9款1項教育総務費に入ります。質疑はありませんか。61ページから63ページまでです。

8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） ここで62ページの委託料、岩泉高校いわて留学委託料があります。ここはいいですよ、ここで。これがまた新聞紙上等で岩泉高校、今回新年度にはまたなかったですよ、2年。7年度の応募者はなしと。それで、ここで予算がまた新たに補正で出ておりますけれども、これの中身分からないので、まずは説明していただけますか、状況とですね。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木隆幸総括室長。

○教育委員会事務局総括室長（佐々木隆幸君） それでは、62ページの岩泉高校いわて留学委託料の458万1,000円について説明いたしますが、こちらは令和8年度実施の事業になりますが、国の予算の都合で継続事業という取扱いになっておりまして、7年度からの3か年の計画内容になっております。国の予算が7年度中につきまして、7年度中の交付決定という流れになる予定が1月頃に示されました。岩泉町でもその取扱いを8年度として取り扱うか、あるいは7年度の予算に計上するかという協議をしまして判断した結果、7年度の予算に計上して、実施は8年度というような流れで進める予定です。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 繰越明許もありますので、今年予算計上して来年度の事業実施かなと思いましたが、これは国庫事業であれですか、国費が入ってこの170万円の国費、これなのですか、まずこれをお答えください。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木隆幸総括室長。

○教育委員会事務局総括室長（佐々木隆幸君） そのとおりでありまして、16ページに掲載されてあります新しい地方経済・生活環境創生交付金というこちらがその歳入の分になります。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） いい事業でありますし、岩泉町は今度40人ですか、やっぱり40切らないようにというふうなことで頑張っているというふうに思います。

問題は、6年度も駄目でした、7年度も駄目でしたと。8年度は、今から頑張ってもらおうということではありますけれども、今までどういことをやって、これに結びつかなかったのか、応募者がなかったのか。熊という話もありますけれども、熊も逆手に取ることもあるわけでありまして、対応してですね。そういうことを含めて、何をやってどうだったのかお答えください。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木隆幸総括室長。

○教育委員会事務局総括室長（佐々木隆幸君） それでは、いわて留学の事業内容、7年度、そして前年度の分も含めて説明したいと思います。まず7年度、今年は県外入学生、志願者を募集するために地域・教育魅力化プラットフォームが主催する地域みらい

留学という事業、これを委託をお願いしましてやってまいりました。大きくは2つの宣伝、それから募集方法があります。1つは、対面で行いますみらい留学フェス i n 東京ということで、2回の現地での対面フェスに参加して、延べであります、65組の志願者と面談をしまして、岩泉高校の魅力ですとか、あとは岩泉町のいいところなどをアピールして何とかこちらに入学していただきたいということを説明してまいりました。

もう一つは、ウェブ上での期間を大体6月から11月頃までであるのですが、その期間内に全国で135とかの高校が参加しているわけですが、それが交代ばんこといいますか、今日は岩泉高校を含む5校ですよとかというふうなことで年に6回ほど参加しております。こちら時間も夜7時から8時とか、あと土日10時から12時とかというふうになかなか難しい対応もありましたけれども、岩泉高校の副校長先生に主に協力いただきまして、具体的な学校のよさとか特色を説明して志願者募集に努めたところであります。

大きくは以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） この事業でほかと一緒にやって、ウェブでもやっているということでありましたが、その地域の魅力、私が今ここで言うまでもないかもしれませんが、地域の魅力、高校の魅力、デルズへの留学もあるとか、こういうのをやってますよとか、来たいようなところとPRして、それでも食いつきませんか。あとは、七頭舞とかありますよね、寮もあるし、寮もまた改修すればいいわけでありますので、私が言うことではないのですが、それらの対応は今後やるとしまして、何とかならないかなと思います。

ということで、ここで発言させていただきました。ぜひウェブ、これは6回、あれかな、町のものも使いながらとか、もっとできないのかなとも思ったりもします。ぜひ今のことを含めて、今度は新年度に向けて、新年度予算は来週ですけれども、向けてどう今のことも含めてやるおつもりか、取り組んでいくか、ぜひこれが実現するようにお願いいたします。お答えください。

○委員長（千葉泰彦君） 小野寺一徳教育次長。

○教育次長（小野寺一徳君） ありがとうございます。このいわて留学事業委託料の関係の事業でございますけれども、先ほどからお話あるとおり、令和7年度、今年度が取り

組み始めて2年目と、来年度、8年度で3年目という形となると思っております。お話しいただいたように、全国に情報を発信できるということで、このシステムといいますか、この事業はかなり効果があるものになるものだと私も思っております。初年度、そして今年度ということで取り組んできた中でも感触といいますか、反応いただける人も多くなってきておりますので、見学会等に来ていただいたりとかも出ております。ぜひここは全国で百六十何校、フェスだと一気に出るということで聞いていましたけれども、その中で岩泉をまず見てもらう、選んでもらうということがすごく大事なことになりますので、効果的なアピールというか、PRの方法、これ高校さんともうちちょっと協議というか、相談をしながらぜひとも注目を浴びるというか、注目してもらいたいというところを重点に取り組んでまいりたいと思います。

8年度が3年目となりますので、ぜひ最初のまず1人、これが本当に大事だと私は思っております。岩泉というところのまず関心を持ってもらうというところをすごくポイントに置きながら、まず最初の1人を何とか8年度は達成できるようにということで努力してまいりたいと思っておりますので、今後ともいろいろご指導もいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木真町長。

○町長（佐々木 真君） 今の教育次長の補足で。

岩泉高校の2クラス確保というところは、私も重点的にやりたいと思っております、早速明日岩泉高校の校長、教頭先生と協議をすることにしています。今の実態もまた伺わせてもらいながら、何がどうなっているのかというところもつかんだ上で、そして県教委にも早速足を運びながらいろいろ協議をして、県教委ができる部分、それから町がやれる部分というのもあると思います。そういったのも協議した中で、みらい留学はぜひ令和8年度も力を入れてやりたいと、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） 1番、大山幸真委員。

○委員（大山幸真君） 関連で岩泉高校いわて留学の件なのですが、この契約内容の見直しだったりとか、実績に基づいた契約なのかどうか、委託先とどういう交渉をされているのかというところもちょっとお伺いしたいのですけれども。やはり実績ですね、

実際に入学していただく学生さんがいらっしゃらなければ、本当に元も子もない内容かなと感じておりまして、やはり全国的に周知できるというところでは非常にいい内容かなとは思っているのですが、ただやはり学生さんがしっかり岩泉に来ていただかないといけないというところは非常に重要なところだと思っておりますので、その契約内容だったりとか、あとはどういう契約、1人成果報酬型なのか、そういった部分どういう相手先、相手方と契約を結ばれているかどうか、その内容をお示してください。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木隆幸総括室長。

○教育委員会事務局総括室長（佐々木隆幸君） それでは、契約内容についてお答えいたします。

まず、契約相手ですが、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームといいまして、島根に事務局があつて、隠岐島前高校を手がけてきたプロジェクトの流れで行っているところであります。

契約内容、これはメニュー化されておまして、向こうで示していただくメニューを選択すると、その金額を支払う。1年間そのプロジェクトに乗って百六十何校が競争していくというような仕組みになっております。

なので、やってみて分かってきたのですけれども、ほかの高校も同じようなことをアピールしていく中で、どれだけ岩泉高校がきらりと刺さるものを、光るものを示せるかというのがコツというか、ポイントだなというふうに感じております。

そのメニュー内容は、タイトルで言うと地域みらい留学というのが1つ、それからおためし地域留学というのが1つ、あとは細々ありますけれども、人材育成事業というようなことで、こういったふうにメニューを選んで契約することになっております。例えば地域みらい留学という項目は何が含まれているかという、東京でのフェスですとか、ウェブ上でのウェブ説明会のセッティング、それからPR、そしてウェブのデザイン、そういったものも全て含んでおります。これなかなか我々で直接というのも難しいですし、広くやるというのは、活用させてもらうのがいいのかなということで判断しております。

そのほかにおためし地域留学というのは7年度にも実施しましたけれども、7年度の場合は5人の中学3年生に実際岩泉町に来ていただいて、岩泉高校ですとか、町内の観

光施設を体験していただいて、魅力をじかで感じてもらって、できれば志願につなげなかったところですが、今回はゼロという、そういったメニューを選んで実施しているものであります。

以上で終わります。

○委員長（千葉泰彦君） 1 番、大山幸真委員。

○委員（大山幸真君） この内容については、岩泉高校の学生さんも非常に頑張られているお姿は拝見しているのですけれども、まずそもそもなぜ島根の会社なのかというところにちょっと疑問がありまして、私自身も移住者でありますから、岩泉の魅力を知るためには、やっぱり岩泉の人がローカルな情報を得て情報発信して、地域の人たちを巻き込みながら町外、県外の人にPRすることによって、そのPRの思いが全然違うわけですよ、これをなぜ島根。岩泉町でも様々動画作成していただいたり、移住定住の活動をされている方、組織、団体がありますけれども、この島根というところのまた離れたところのこの根拠といいますか、なぜここ一択、どういう募集、入札をかけたのか、プロポーザルなのか、どういった選定基準で決められたかというところをいま一度ご確認ください。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木隆幸総括室長。

○教育委員会事務局総括室長（佐々木隆幸君） まず、島根というところがちょっと強調されておりましたけれども、全国で参加されている高校が169校ということで、発端は島根のところから始まったと思いますが、現在では北海道が37、東北が33というふうに北日本の多くの学校が参加しているので、これは全国的に盛り上がりを見せている事業だなというふうに捉えております。

一方で、この事業を取り入れるときに、ではほかにどういったところがあるのかなという、同じようなものが存在しなかったものですから、まずここを活用させていただきまして、金額的には安くない面もありますけれども、費用対効果を考えた場合に自らウェブの発信ですとか、あとは全国の同じ舞台にそのうちの一枚として立てるかという、なかなかそういうプラットフォームはないかなと思って、この選択に至ったわけでありまして。今後は事業検証は確かに重要だと思いますし、あとゼロというのが我々も非常に残念な結果だなと思っておりますので、現場の不足だった部分をしっかり捉えて補って、

ぜひ1というところに到達したいなと思っております。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 1番、大山幸真委員。

○委員（大山幸真君） やはり契約をしている以上、金額的にも安くはない金額かなというふうに思っているのですが、岩泉としては一人でも多く学生さんを誘致したいというところはありますので、契約をしている以上、支払いをしている以上、もう少し積極的に相手方と交渉して、お話をして、将来的にそのノウハウをいただきながら、町外にこういうお金が流出してしまうというところも非常に残念だなというふうに考えておりますので、そのノウハウをこの数年のうちに岩泉町で蓄えながら、町内でそういった経済循環ができるようにノウハウを培っていただければなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（千葉泰彦君） 小野寺一徳教育次長。

○教育次長（小野寺一徳君） ありがとうございます。お話いただきましたように、効果的な魅力の伝え方について工夫していきたいと思っておりますが、お話のありました現在委託としてお願いしているプラットフォームさんというところの形になりますけれども、高校などの情報を表に出していく、提供していく、大きな場を提供してもらっているというふうにはまずお考えいただければなと思っておりますが、全国に岩泉を送り出していくというか、宣伝していくための方法の一つとしてそういう土台というか、場を使わせていただいているということであるかなと思っております。その中で、逆に広く募集した中から、岩泉にも来ていただける人も連れてきていただく、組んでいただくというようなメニューもございますし、こちらから情報発信をどんどんしていくという部分でも乗っからせていただいているということだと思っておりますので、何につけてもいずれ効果的な、皆さん、全国の中学生の目に留まるような方法をこの業者さんともまた情報交換をしながら有効な方法を取り入れていくような形で進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○委員長（千葉泰彦君） よろしいですか。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

2 項小学校費、質疑はありませんか。

7 番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） ここでお伺いしますけれども、以前熊被害の安全対策としてスクールバスにお子さんを乗せるということで、2 学期で終了するので、3 学期もいろんな面で安全面を考えて、その対象外の児童も乗せたほうがいいのではないかなというふうな提案をさせていただきましたけれども、現在の状況をまずはお聞きします。

○委員長（千葉泰彦君） 小野寺一徳教育次長。

○教育次長（小野寺一徳君） スクールバスによる熊等も含めた安全対策の取組ということでございます。お話のありましたように、熊の目撃情報、出沒等が頻繁にあったということで、通常はスクールバス乗車の対象外の区域の児童生徒さんまでスクールバスでという対応もさせていただきました。その後、状況も見ながら学校とも相談していくという形でお答えしていたと思いますが、3 学期等に入ってからはそのような事案はあまり発生していないということで、現在は通常どおりの運行にと、スクールバスは通常どおりの運行にということで戻させていただいております。これからまた春を迎えていくと状況等がいろいろまた変わってくることもありますが、その部分につきましては学校と十分協議しながら安全対策は図ってまいりたいと考えております。

○委員長（千葉泰彦君） 7 番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） まさしくそのとおりだと思います。それで、岩手県では先月もう既に人身被害が生じておりますし、3 月になってからも各地で熊の目撃情報が寄せられています。そういったことを考えますと、もうすぐにでも対策を打ったほうがいいのではないかと、事が起こってからでは、それこそ遅いので、そういったことを考えるという児童生徒の安全を確保するという面においては、早く手を打ってほしいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（千葉泰彦君） 小野寺一徳教育次長。

○教育次長（小野寺一徳君） まさに委員お考えのとおりかとは思っております。この部分につきましては、4 月に入りますと新学期ということで、学校もまた新たな動きが始まってまいりますので、それぞれ各学校さんとも早め早めの協議をしながら取り組んで

まいりたいと思っておりますが、一方でこれも前から話をされている部分でありますけれども、児童生徒の体力面とか運動面ですね、そういう部分のお話も当然出てまいります。安全の部分と、そういう体力というか、運動面というか、あとこれまでの制度としての部分の取決めの部分もございますので、それら等の部分の調整を図りながら、まずはスクールバスの運行の部分の調整も含めて検討というか、取組を進めてまいりたいと思います。

○委員長（千葉泰彦君） 7番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） まさに体力面のことは前回も教育長から言われました。例えばそれを、そのとき私は言わなかったのですが、体力面のことを考えたということ、そういうことを考えるのであれば、例えば遠方、遠くから今現在スクールバスに乗っている子供は乗れない子供がいるところまで来たら、そこで降りて歩くというのが普通だと思うのです、体力面のことを考えるのであればですよ。ですから、それは今そうならないという状況の中で、やっぱり安全面をしっかり取っていただいて対応していただきたいので、その辺のところも考慮しながら、ぜひ学校さんと、あと保護者の皆さんとご協議を今後よろしく願いいたします。お願いして終わります。

○委員長（千葉泰彦君） 巖倉千裕教育長。

○教育長（巖倉千裕君） 体力をつけたいというのもありますが、やっぱり安全、安心が第一というのは、私はお話ししたような気もするのですが、その上で体力面も考えると、いつでもずっとスクールバスではないだろうというところはお話ししたつもりです。

あと1つ、ただ熊被害どうのこうのだけでやったわけではなくて、12月のときに校長先生のほうからイノシシが出てとても危険だということが出てきましたので、それに対しても調査をして校長先生、そして地域の方と話をしながら、そうしたらしばらくしたらイノシシが見えなくなった。新学期も調査、新学期の前にも冬休み中に調査をしまして、やっぱり出ていない。あとは、熊はほぼ冬眠しているようだというので、3学期はそれで一応このままでスタートして様子を見ていこうという形でやっておりました。今後とも、また校長先生とこの間校長会議でも話したのですが、まだ出ていない。熊はまだ見ていない。情報がまだ上がってきていないのだけれどもというところで、では通常どおりでいって、またすぐ出たりしたら対応しましょうというところでやっております。

す。

まず、安全、安心を第一に考えてやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） ここで換気のため11時25分まで休憩します。

休憩（午前11時13分）

再開（午前11時25分）

○委員長（千葉泰彦君） 休憩前に引き続き条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

これより審査に戻ります。64ページをお開きください。9款3項中学校費から質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

4項社会教育費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

5項保健体育費、質疑はありませんか。

11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） ここで端的にお伺いしますが、岩泉小学校のグラウンドの照明の件についてでございますが、グラウンドの隅に照明が立っているわけです。当然管理者もいて管理していると思うのですが、あそこで放課後にスポーツ少年団の子供たちが練習しているわけだ。それで、去年使ってみて、大人が見てもそうだそうです、照明が暗くてとてもボールも見づらい状態なので、何とか照明を明るくしてもらえないかというような話がありまして、それでちょうど議会なものですから教育委員会の考え方を、8年に向けて今より少しでも明るい照明をつけてもらうにいいのか。保護者の方々から聞けば、無理に新しくなくても、例えばほかの閉校した中学校なり、小学校なりで使っ

ていない部分があったら、それでもいいが、いずれ今の状態より照明の明るいので練習ができればそれにこした安全なことはないと。あのままだととても危険な状態で、安心して子供たちが練習もできないというような状況があるようですので、何とか8年度は対応していただけないかなということでお話をしましたが、ひとつ方向性について伺います。

○委員長（千葉泰彦君） 今村篤総括室長から。

○教育委員会事務局総括室長（今村 篤君） お答えいたします。

岩泉小学校に設置している照明の件について、まず今お話あったとおり照明の暗い、そしてボールが見えづらくなっているというところについては、改めてこちらでも状況確認についてはさせていただきたいと思います。その上で、必要に応じた対応を今後協議してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

10款1項その他公共施設災害復旧費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

11款1項公債費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

これで歳出を終わります。

これから歳入に入ります。13ページをお開きください。2款地方譲与税に入ります。

1項、2項あります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

3款利子割交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 6款法人事業税交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

7 款地方消費税交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

8 款環境性能割交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

10 款地方交付税、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

12 款分担金及び負担金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

13 款使用料及び手数料、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

14 款国庫支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

15 款県支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

16 款財産収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

17 款寄附金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

18款繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

20款諸収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

21款町債、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

これで歳入を終わります。

次に、第2表、繰越明許費に入ります。7ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、繰越明許費を終わります。

次に、第3表、債務負担行為補正に入ります。8ページ、9ページを御覧ください。質疑はありませんか。

8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 債務負担行為でお聞きします。昨日も指定管理の案件で質疑等があったわけでありますけれども、ここで9ページにいっぱいあるのですが、社会教育施設、社会体育施設等の指定管理があります。社会体育施設の指定管理で、昨日資料を頂きました。前回から見ていくと、約9,400万円ほどですけれども、1億円ぐらいの増額になっているのです。まず、内容がどうかをお尋ねしますが、施設管理ですけれども、ただの施設管理、それで今回は1億円伸びているということは、やっぱりこの内容というか、その要因とかあればでありますけれども、これかなり大きいなと思ってびっくりしたわけでありますけれども、この内容についてまずはお答えください。

○委員長（千葉泰彦君） 今村篤総括室長。どうぞ。

○教育委員会事務局総括室長（今村 篤君） お答えいたします。

今回補正でお願いしております社会体育施設の指定管理料について、委員ご指摘の通り金額については非常に大きな金額となっておりますが、今までNPOぱあとなあさんに社会教育施設、社会体育施設それぞれ一括して指定管理になっていただいております。このたび岩泉スポーツ協会さんが法人としての体制整備を整えていただいたことから、指定管理を分けてお願いすることとなりました。社会体育部門としてNPOぱあとなあさんに内包されていた形だったのですが、これがたもとを分かち形になりますので、どうしても事務だったり、そういった施設管理全体におけるところに支障が出ないように人員確保等々を配慮する必要があるというところで、今回こういった形でお示したところでございます。

以上です。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 前は、それは分かります、NPOぱあとなあで一つでやっていて、分けてやっていた。それで、確かに事務的なことはちょっとダブるのが分かれたことはありますが、今のご答弁で、それで1億円近くの増額になりますか、まず体制等、というのは人数が変わっているかどうか、施設の管理が何か新たに出たのがあるか含めてお答えください。

○委員長（千葉泰彦君） 小野寺一徳教育次長。

○教育次長（小野寺一徳君） ただいまの内容でございますが、今回社会体育施設につきましては、指定管理者が変更になるという形で進めているところでございます。体制という形では、別な法人ということになりますが、管理のお願いする施設の数、それから規模等については、変わらず同じということになってまいります。また、実際管理をこれまででは社会教育施設と同じところでやっていたということにはなりますが、その従業員につきましてはそのままスライドというか、移行してという形の部分でありますので、管理のノウハウといいますか、内容については十分持ち合わせていることかなと思っております。

ご質問にもありました指定管理料、これは債務負担ですから長期の分、5か年分も含めてということになりますが、増額をしているという部分ではございます。1つは、先

ほども話はいたしました、法人として独立という形の部分での内部の体制の強化というようなことは当然出てはまいります。それらもありますし、長期的に受け持つというか、管理を受けていく法人としての長期の経営というか、見通しも立てていかなければなりませんので、そういった部分での人的な強化という部分も多少は考慮をしていかなければならない部分ではあると考えております。そういったところで、そのところで5年間の計画も提案いただいております。先行きの部分、これからの部分でいろいろと事業を確実にやっていきたいということで、経費的な部分でも多めにといいますか、力を入れていくという形の提案もございましたので、その部分は内容も含めて十分事業者とは協議を進めているところでございます。

今後のことになりますが、今後におきましては単年度ごとに年度協定という形の部分で、さらに事業を詰めていく部分でもございます。令和8年度分、1年間としての年度協定、こちらにおきましても現在内容を精査しておりますので、債務負担上限額として見ているものよりは、さらに精査した形で事業運営の細部まで協議をしておりますので、年度の経費、協定という形になりますと、またさらに精査した金額のものでお示ししていくことができるかなと現在のところ思っております。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 今のご答弁ですと変わりはないと、人員にしても施設の管理の状況も変わりがないと。それで1億円近くの増というのは、私は理解できません。それを審査した担当課、財政担当、そこらもどうやっているのかちょっと疑問になってきました、1億円近いですよ。

それで、今最後のほうでお答えになりましたが、年度協定、予算でこれはやっていくと、5か年の枠ではあります、そのとおり、ご答弁のとおりです。それにしてもずさん過ぎると私は思います。皆さんはどうか分かりません。

最後に今の件も言いますけれども、次の社会教育施設の指定管理料も、これも5,000万円近く、4,700万円ほど伸びていますよね、これはあれですか、ここも確認します、やっぱり。この体制とか、というのは人数、あとは施設の管理のいろんな光熱水費、それは変わらないと思います、アップの部分ではありますが。ここについてはいかがでしょうか。

○委員長（千葉泰彦君） 三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 財政担当課がずさんというご発言ございましたが、実際のところ、1億円ですが、5年間ですので、単年度で2,000万円ということになります。体制自体は変わっていないとは言いましたが、事務局の部分で1人分と、あと1.5人だけですかね、そのまず人件費分1人分が増えます。それ1人だけでも500万円、400万円いきますし、あと先ほどお話ありましたが、社会体育施設と、あと下のほうの社会教育施設のほうも今のNPOのとき、こちらの人件費がかなり低いような金額でございましたので、今回の見直しの際にも社会体育施設は賃金も上がっています。ですので、通常の人件費が上がった分に加えて、かなり金額を見直した部分ございますので、社会体育施設も人数は結構な人数になりますので、1人当たり上がったとしても、トータルで2,000万円ぐらいの増ということで、我々も金額が上がったなとは思っていたのですが、収支の積算は見まして、人件費の部分の改善の部分もあるのでということで、トータルでは1億円になるということで理解しております。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 今聞きましたら、人数も変わりなくて、施設の管理も変わらないということですので、私はちょっと理解できないですね、それは。

やっぱりこれは、今答えたように年度協定、予算でやっていきますので、8年度分は既に来週からありますけれども、ここでやっぱりしっかり、これは財政に言う話ではないのですが、管理するほうのそこしっかり協議してやっていかないと、私が心配することではないかもしれませんが、岩泉町の財政パンクしますよ、このほかの事業を含めて。これはちょっと余談というか、離れましたが。でありますので、年度ごとの予算、この範囲内で、やっぱりこれは2,000万円、毎年3,000万円とか、増えていいわけじゃないですよ、これ。そのところはしっかりやってもらわないと、管理してもらわないと、施設の管理ですよ、これ。事業をやるということではないですので、その点をまずお願いというか、ぜひしっかりやっていただきたいなと私は感じます。これについてはいかがですか。

○委員長（千葉泰彦君） 三上義重総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 先ほども話ししましたが、体制は変わりないではなくて、今まではNPOでの事務局の方が体育部門も見てやっていました。その分

が今回独立しましたので、事務局職員分が増えています。それが1人あるいは1.5人分になりますので、まずそこで1人増えています。そのほかに、その人数の大きい分の1人当たりの分の賃金分アップしていますので、トータルで年間の分2,000万円、あるいは隣の芝生の管理等の委託分も今の高騰で上がってはいますので、それらの経費等が上がった部分での2,000万円増だったのかなと思ってございました。

ですので、あと指定管理の場合も新しい団体に行くときの最初のところはある程度余裕を見えますので、それが今度単年度協定なり、次の計画にのるときに、計画といたしますか、指定のときに、またその実績を見ながら見直しをかけていきますので、今回のところはまず1億円の増、トータル5年間で1億円ですが、単年度のところは2,000万円の増ということでの理解で評価のほうもしたところでございます。

○委員長（千葉泰彦君） 8番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） これは限度額ですので、5か年の。この範囲内で、今質疑しましたけれども、ぜひ単年度協定あるいは予算で、これはしっかりやっていただきたいと思います。

私も言おうと思ったのですが、今回スポーツ協会が出て、この2つ分けたということなのですが、そういうことがあれば事務的なのは1か所でやっていたわけですよね、事務的というか、総合的なことはやっていたわけで、その分けたことによって1人増えている。1人増えているといったら、またこれは見直しも含めて、ほかの団体のことではあるのですけれども、管理はどこにあるかありますので、それをご検討ください。すぐの話ではない、今年から分かれるのですけれども、ここ検討してもらって、いかに効率的にやっていくかというのも併せて指定管理をする側にとっては、これも考えていくべきだなと思います。やっぱり分けていけば、事務的な、総務的な事務員がだっと増えるのですよ、そこのところも考えてぜひやっていただきたいなと思いますということにして、予算年度協定に当たっては、やっぱりしっかりこれを審査しながら、これをしていかないと考えておりますので、ぜひお願いします。

総務課長に質問したわけではなかったのですけれども、よろしくお願いします。

以上であります。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

次に、第４表、地方債補正に入ります。10ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

これで第４表、地方債補正を終わります。

これで議案第11号の質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

昼食のため午後１時半まで休憩します。

休憩（午前１１時４９分）

再開（午後 １時３０分）

○委員長（千葉泰彦君） 休憩前に引き続き条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第１２号 令和７年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第３号）

○委員長（千葉泰彦君） これより審査に入ります。

議案第12号 令和７年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。どうぞ。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） それでは、議案第12号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

今回の補正は、事業勘定、サービス事業勘定ともに事業の執行の精査を行いまして、所要の整理を行うものでございます。

初めに、事業勘定の歳出からご説明させていただきます。10ページを御覧願います。10ページ、2款1項1目介護サービス等諸費、18節、施設介護サービス給付費で951万3,000円を追加してございます。

次に、13ページを御覧願います。13ページ、4款1項1目介護給付費準備基金積立金で5,079万7,000円を追加してございます。今年度も介護保険特別会計におきまして剰余額が生じる見込みでありますことから、基金条例に基づき事業計画期間における財政の均衡を保つため積立てを行うものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。8ページにお戻り願います。8ページ、7款1項1目繰越金で5,193万1,000万円を増額計上するものでございます。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続きまして、サービス事業勘定の歳出をご説明させていただきます。21ページを御覧願います。最後の21ページになります。1款1項1目一般管理費で、12節、介護予防サービス計画作成委託料で35万円を減額しております。

続きまして、歳入につきまして説明いたします。20ページ、前のページにお戻り願います。2款1項1目一般会計繰入金で218万7,000円を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉泰彦君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、先に事業勘定を歳出から款ごとに、歳入を一括で、次にサービス事業勘定を歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、先に事業勘定を歳出から款ごとに、歳入を一括で、次にサービス事業勘定を歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。9 ページをお開きください。1 款総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

2 款保険給付費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

3 款地域支援事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

4 款基金積立金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

5 款諸支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

これで事業勘定の歳出を終わります。

次に、事業勘定の歳入を一括で審査します。6 ページから 8 ページを御覧ください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

これで事業勘定の歳入を終わります。

これからサービス事業勘定を歳入歳出一括で審査します。20 ページ、21 ページを御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

これで議案第12号の質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第13号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長（千葉泰彦君） 議案第13号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。どうぞ。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） それでは、議案第13号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに各事業の執行の精査を行い、所要の整理を行ってございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願います。7ページ、1款1項1目一般管理費、24節、財政調整基金積立金に1,223万3,000円を追加しております。今年度観光事業特別会計におきましては、剰余金が生じる見込みであることから、基金条例に基づきまして基金への積み増しを行うものでございます。

以上で歳出を終わります。

続きまして、歳入でござりますが、前のページ、6ページにお戻り願います。1款1項1目施設観覧料で1,581万4,000円の増額計上をお願いするもので、年間の入洞見込み

者数を一般と団体合わせて変更しまして、18万5,000人を見込むものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉泰彦君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから歳入歳出一括で審査します。6ページ、7ページを御覧ください。質疑はありませんか。

11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 龍泉洞を中心とした観光事業についてお伺いしますが、長年見る、見られる龍泉洞、そしてそのままもう帰られる。そういう観光客が大勢いる中で、何とか少しでも滞在型の観光地ということで長年議論してきたわけですが、なかなかどういった滞在型ができているのか、我々の目には見えないわけではありますが、この観光行政を担っている担当課として、滞在型として少しでも龍泉洞を見に来たお客さんが岩泉に足を止めていられる、そういう対策を今までどのように取られてきたのか、まず伺います。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 滞在型の質問でございますが、滞在型といえは宿泊という話もございますけれども、とは別に岩泉に滞在する時間、例えば日中の時間を1時間を2時間に、2時間を4時間にというような滞在時間を延長するという話かなと思いますけれども、これまで龍泉洞を中心とした観光に取り組んできているところでございますので、龍泉洞にお越しいただいたお客様を、あるいは大通り商店街、あるいはふれあいランド岩泉というような形で点から線という取組をいろいろしてきたというところでございますし、龍泉洞での滞在時間の延長に関しましては繁忙期、これを主体としてイベントを組み合わせながら滞在時間を延長というふう to 実施してきたところでございます。具体的に言いますと、魚釣り、魚のつかみ取り、カブトムシ探し等の体験メニュー

等を加えながら取り組んできているという状況でございます。

○委員長（千葉泰彦君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 取り組んでいることもあるようですが、話の中にありましたように、以前から観光客をいかにして町内の商店街に誘導するか、寄せてくるかということで議論されて、そしてその中で商店街のお寺の下に駐車場ができて、そしてできれば大型の貸切りバスも止めるような大型の駐車場も計画されたようですが、地主の承諾がなかなか得られなくて大型バスの駐車場は確保できなかった。こういうふうに私は理解しているのですが、今話があったように貸切りバス、団体で龍泉洞を見に来られた方々を今までこの7年の中で商店街に誘導したというようなケースは何件ぐらいありましたか、これについてお伺いします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木修二経済観光交流課長。どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お待たせしました。大通り商店街への大型バス等の団体客につきましては、数字的には捉えてはおりませんけれども、感覚的、視覚的には数台は入っているパターンがあるかなと。例えば大型クルーズ船でバスで見えられるお客様が泉金酒蔵等の付近でお買物等を主体にされている場合とかというのは拝見している状況ではございます。

○委員長（千葉泰彦君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） そこで、観光客を商店街にというのは長年の町の大きな課題だったわけだが、なかなか目に見えた形で頻繁には来てもらえない、社会情勢もあったのですが。その中で、何とかうれいら通りといいますか、大通り商店街の活性化ということでいろいろ施策をされてきたのだが、これもなかなかそれこそ繁盛しないような状況が目に見える。そこで、せめてものあれだが、何とか龍泉洞の園地内に町内の商店街の皆さんが日中だけでも出店できるような、仮の屋根つきの店舗、あの園地の中につくって、そして日中は商店街の方々があそこに自慢できるような商品を持って行って、そして観光客に買ってもらうというような、そういう視点に立ってもいいかと思うのですが、このことについてのご見解を、方向性についてお伺いします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

大通り商店街の商店の皆様が龍泉洞園地内に出店というお話でございますが、これにつきましてはイベント、龍泉洞まつり、春から冬まで実施してございますけれども、この際にはご案内はさせていただいている状況でございます。可能な方々は出店いただいている状況にはございますけれども、常設的な仮設の店舗の設置による振興という点につきましては、これからの検討にはなるかと思うのですけれども、夏場繁忙期主体にお客様大勢見えますので、そちらに商店街の皆様あるいは地場の事業者の皆様と意見交換しながら、こういった形の出店の状況がいかというのは現在検討を始めているというところでございます。

一方で、大通り商店街に誘導するという考え方につきましては、これまでもいろいろと取り組んできて、旅行商品のツアーの商品づくりの一部としてモニターツアーを実施したいということは過去にはございますけれども、それはなかなか実現に至っていないというところもございます。私の考える視点といたしましては、龍泉洞のお客様を大通り商店街というふうに誘導するのではなくて、やはり大通り商店街を目当てあるいは龍泉洞以外の町内観光というものをつくり上げない限りはなかなか厳しいのではないかなというふうに思っておりますので、新たな視点でもって大通り商店街への誘導策というものを考えていきたいなというふうに考えているところです。

○委員長（千葉泰彦君） 11番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 観光地だから、光に見えるものが何かなければならない。そこで、私はこういう観光地には、やはりうまい食べ物、食が大事だと思うのです。そこで、常々思うのだが、神成駐車場ですか、あそこがせっかくの用地が非常にあれだけの面積がもったいない。何とか夏場だけでも、あるいは春先から今頃使うような、そういう食の施設がないかというふうに考えた結果、今どこに行ってもイチゴが非常に人気がいいのです。だから、何とか縛りがなければあの神成駐車場を水耕イチゴ園でもつくって、そして龍泉洞に来た方々が、いわゆるイチゴ狩りをしたりして、そして食で満足する。そして、滞在していただく。やはり何か目玉になるのがなければ、あのままではなかなか滞在型は進まないと思うので、私はやっぱりあの駐車場を利用した観光農園、これにやっぱりこれからは着手すべきだと思うのですが、当局のご見解をお伺いします。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 観光農園のお話ではございますけれども、団体ツアー等の呼び込み、あるいはファミリー層のお客様にとっても観光農園は全国の事例から見て人気がある商品だというふうに思っております。ぜひ岩泉町でもそういった観光農園なるものを実現できればなというふうに私も思っておりますので、これまでもいろいろと検討はされてきたのかなとは思いますが、やはり課題となるのは誰がやるのかというところが一番の大きな課題だったのかなというふうに思っております。施設だけではなくて、やはり運営される方々の熱意ある運営が必要かなというふうに思っておりますので、引き続きこれからも計画できるかどうかをぜひ考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

○委員長（千葉泰彦君） 11番。

○委員（三田地泰正君） ありがとうございます。それで、問題はやる人ですよ。それで、佐々木真新町長も所信表明の中で、まず自ら動くということを盛んにうたっているですよ。私は町長に期待しますよ。まず自ら動いて、そして町職員を動かして、そして町民を動かして、まさにチャレンジしていただきたい、そういう希望を持っておりますので、あのままではいずれ龍泉洞は全然滞在型の観光客も増えない。何かやっぱりこれというものをつくらなければ、それにはやはり資本の設備投資も必要です。ほんだども、思い切って新町長の手腕に私は大いに期待したいと思っておりますので、ひとつできれば決意のほどを伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（千葉泰彦君） 佐々木真町長。どうぞ。

○町長（佐々木 真君） ありがとうございます。私も所信表明でいろいろ述べさせていただいておりますし、これからまた一般質問でもいろいろ答弁をさせていただきますが、私自らも当然動くつもりでございますし、観光産業というところは盛り上げるべきところがまだまだあります。滞在型というお話もありましたので、いずれ龍泉洞園地の活用も併せて考えてまいりたいと思っておりますので、それはこれからの検討事項もございますが、私もチャレンジ、挑戦という言葉を使わせていただいておりますまだ、様々挑戦してまいりたいと、そのように思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） これで議案第13号の質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第14号 令和7年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）

○委員長（千葉泰彦君） 議案第14号 令和7年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。どうぞ。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） それでは、議案第14号 令和7年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、区有林の立木売払いに関して、関連予算の調整を行い、所要の整理を行ってございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願います。7ページ、1款1項2目財産管理及び造成費において、立木伐採売払交付金20万円を増額計上しております。

以上で歳出を終わります。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、6ページにお戻り願います。1款2項1目財産売払収入では、立木売払収入99万9,000円を増額計上してございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉泰彦君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は、歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから歳入歳出一括で審査します。6 ページ、7 ページを御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

これで議案第14号の質疑を終わります。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第15号 令和7年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長（千葉泰彦君） 議案第15号 令和7年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸知成上下水道課長。どうぞ。

○上下水道課長（山岸知成君） それでは、議案第15号 令和7年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、大川地区の県道改良事業の工事区間が変更されたことなどのこれまでの執行状況を踏まえた予算の補正をお願いするものとなっております。

それでは、5 ページからの令和7 年度岩泉町水道事業会計予算事項別明細書の収益的収入及び支出と資本的収入及び支出、それぞれに支出、収入の順に主な内容についてご説明させていただきます。

6 ページをお開きください。収益的収支の支出についてですが、1 款1 項3 目15 節の工事請負費を250 万円減としております。これは、大川地区の県道改良に伴う消火栓及び給水管布設替え工事について、県工事の区間が変更されたことによるものとなっております。2 項2 目1 節の消費税及び地方消費税89 万4,000 円の増ですが、今回の補正を踏まえ、税額の再計算をした結果、納付の見込みとなったものです。

5 ページをお開きください。収益的収支の収入ですが、1 款1 項2 目1 節受託工事収益を90 万6,000 円減としております。こちらも先ほど説明しました大川地区の県道改良の区間変更に伴うものとなっております。次に、2 項5 目1 節消費税等還付金355 万3,000 円を皆減としております。これは、今回の補正を踏まえ、再計算した結果、納付に転じたことに伴い還付金収入を皆減とするものです。

7 ページをお開きください。資本的収支の支出ですが、1 款1 項1 目15 節の工事請負費521 万7,000 円の減ですが、こちらも県工事の区間変更に伴うものとなっております。

次に、資本的収支の収入ですが、1 款1 項1 目1 節の企業債が1,130 万円減、さらに4 項1 目1 節の物件移転補償費は606 万4,000 円増としております。これは、支出の工事費はただいまご説明したとおり521 万7,000 円の減となっておりますが、県工事の区間変更等に伴い再協議した結果、補償費については増となり、企業債はその影響により減となったことによるものです。

1 ページにお戻りいただきたいと思います。今回の補正に係る総額ですが、第3 条、収益的収支の収入では448 万円減額し3 億334 万円、支出では175 万7,000 円減額し4 億1,701 万4,000 円。

第4 条、資本的収支では、次のページとなりますが、収入の総額で523 万6,000 円減額し1 億6,975 万1,000 円、支出では521 万7,000 円減額し2 億2,905 万8,000 円としております。

1 ページに戻っていただきまして、下から 3 行目の後半に記載してございますけれども、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する5,903万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額282万5,000円、引継金2,439万7,000円及び過年度損益勘定留保資金3,208万5,000円で補填することとしています。

少し飛びますけれども、8 ページをお開きいただきたいと思います。補正後の予定キャッシュ・フロー計算書となります。資金期末残高につきましては、今回の補正により5,033万7,000円減の2億5,065万7,000円を予定しています。

また、次のページ以降に貸借対照表、損益計算書及び給与費明細書をおつけしておりますので、併せてご確認くださいと思います。

最後に、繰越明許について説明させていただきます。公営企業会計の建設改良事業の場合、予算の繰越明許について議決を要しないことから、議案の中に記載はございませんが、大川水道施設配水管布設工事については、令和8年度に繰り越して施工する予定となっておりますので、併せてご報告させていただきます。

以上が補正予算の概要となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（千葉泰彦君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、第2条から第6条までを一括で審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については、審査に併せて質疑の対象としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、第2条から第6条までを一括で審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については、審査に併せて質疑の対象とすることに決定しました。

これから質疑を行います。第2条、業務の予定量の補正から第6条、他会計からの補助金の補正までの審査を一括で行います。

なお、5 ページからの事項別明細書と 8 ページからの財務諸表についても質疑の対象とします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 質疑なしと認めます。

これで議案第15号の質疑を終わります。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（千葉泰彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（千葉泰彦君） 以上で条例補正予算等審査特別委員会を閉会します。

（午後 2時05分）

岩泉町議会委員会条例第 27 条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和 8 年第 1 回岩泉町議会定例会
条例補正予算等審査特別委員会委員長

千 葉 泰 彦
